

大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

条 例

- 大阪市会委員会条例の一部を改正する条例…………… 4

規 則

- 大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… 4

告 示

- 平成22年度における職員等の公正な職務の執行の確保に関する
条例の運用状況の公表…………… 5
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告…………… 10
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告…………… 10
- 大阪市立大淀コミュニティセンターの臨時閉館の承認…………… 11
- 一般競争入札の執行（A重油の購入）…………… 11
- 一般競争入札の執行（保健衛生システム用サーバ機器等の借入れ）…………… 14
- 一般競争入札の執行（保健衛生システム用端末機器等の借入れ）…………… 17
- 一般競争入札の執行（大阪市中央卸売市場業務システム仮想統合
基盤構築業務及び保守業務委託）…………… 20
- 落札者等の公示…………… 23
- 落札者等の公示…………… 24
- 落札者等の公示…………… 24
- 落札者等の公示…………… 25
- 落札者等の公示…………… 25
- 開発行為に関する工事の完了…………… 27
- 開発行為に関する工事の完了…………… 28
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の
認定…………… 29
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定…………… 29
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更…………… 31
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止…………… 32
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退…………… 33
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定…………… 33

○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更……………	37
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止……………	39
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく施術者の指定……………	40
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の変更……………	42
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止……………	43
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………	44
○障害者自立支援法に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指 定……………	45
○障害者自立支援法に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指 定……………	45
○障害者自立支援法に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指 定……………	45
○長居球技場ほか4施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認……………	46
○靱テニスセンターの臨時開場の承認……………	47
○大阪城弓道場の臨時開場の承認……………	48
○大阪市中央体育館の臨時開場及び供用時間の変更の承認……………	48
○大阪市立東淀川体育館の臨時開場の承認……………	49
○大阪市立北スポーツセンターの臨時開場の承認……………	49
○大阪市立旭スポーツセンターの臨時開場の承認……………	49
○大阪市立阿倍野スポーツセンターの臨時開場の承認……………	50
○大阪市立東住吉スポーツセンターの臨時開場の承認……………	50
○大阪市立修道館の供用時間の変更の承認……………	51
○大阪市立扇町プール及び大阪市立下福島プールの臨時開場及び供 用時間の変更の承認……………	51
○大阪市立大阪プールの供用時間の変更の承認……………	52
○大阪市立浪速屋内プールの臨時開場及び供用時間の変更の承認……………	52
○大阪市立淀川屋内プールの供用時間の変更の承認……………	54
○大阪市立旭屋内プールの臨時開場の承認……………	54
○大阪市立住吉屋内プールの供用時間の変更の承認……………	55
○昭和51年大阪市告示第733号（都市公園の名称、位置及び区域並 びに供用開始の期日）の一部改正……………	55
○使用料の徴収事務委託（城北菖蒲園）……………	56
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区 域の指定……………	56
○大阪市環境影響評価条例に基づく事後調査報告書の提出……………	57
○大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業の変更に 係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧……………	58

○放置自動車の処理	58
○道路法違反物件の除却	59
○舞洲運動広場及び舞洲野球場の休業日の変更及び臨時休業の承認	59
○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の指定取消し	60
○消防法に基づく消防用設備等の設置維持命令	60
○一般競争入札の執行（水道メータの購入）	61
○一般競争入札の執行（水道メータの修繕）	64
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の指定取消し	67
○落札者等の公示	68
○大阪市立大正図書館の臨時休館	68
○大阪市議会議員西成区選挙区一般選挙に係る選挙の効力に関する異議申出に対する決定	68
公 告	
○一般競争入札の中止（A重油の購入）	72
○一般競争入札の執行（工事廃材等の売払い）	72
○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車の売払い）	74

公布された条例のあらまし

◇大阪市区委員会条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市区議員定数の改正に伴って、常任委員会の委員の定数を改めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することにした。
(平成23年大阪市条例第36号 市会事務局議事担当)

公布された規則のあらまし

◇大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 泉尾第4－1駐車場を設置することにした。
- 2 この規則は、平成23年6月1日から施行することにした。
(平成23年大阪市規則第82号 都市整備局住宅部管理課)

条 例

大阪市の会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年5月19日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市条例第36号

大阪市の会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市の会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号から第5号までの規定中「15人」を「14人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平23. 5. 19揭示済）

規 則

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第82号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第2中泉尾駐車場の項の次に次のように加える。

泉尾第4－1	泉尾7丁目
--------	-------

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

告 示

大阪市告示第586号

平成22年度における職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）の運用状況について、同条例第31条の規定に基づき次のとおり公表する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 公益通報制度

(1) 受付件数

514件（うち顕名による通報242件）

※外部通報はすべて顕名による公益通報として集計した。

(2) 受付状況

区 分	内部通報窓口	外部通報窓口	合 計
面 会	103	—	103
電 話	123	—	123
郵 便	65	10	75
フ ァ ク シ ミ リ	25	6	31
ホームページ・メール	135	47	182
合 計	451	63	514

※内部通報窓口は、情報公開室監察部及び各所属コンプライアンス所管担当である。

(3) 所属別被通報件数

所 属	内部通報窓口	外部通報窓口	合 計
交 通 局	81	4	85
環 境 局	62	11	73
教 育 委 員 会 事 務 局	53	12	65
ゆとりとみどり振興局	31	5	36
建 設 局	28	0	28
情 報 公 開 室	22	1	23
総 務 局	22	1	23

健 康 福 祉 局	18	1	19
市 民 局	18	0	18
財 政 局	14	1	15
港 湾 局	12	3	15
水 道 局	12	3	15
そ の 他 の 局 等	72	11	83
区 役 所	95	12	107
分 類 で き な い も の	5	1	6
合 計	545	66	611

※1件の通報で複数所属に関係するものがあるため、受付件数514件とは一致しない。

(4) 処理状況

- ア 平成22年度に継続されたもの 155件
- イ 平成22年度に受け付けたもの 514件
- ウ 平成22年度において処理したもの 430件
- (ア) 調査等に基づき、大阪市公正職務審査委員会が是正措置等を勧告したもの 7件
- (イ) 調査等に基づき、大阪市公正職務審査委員会が「意見書」を提出したもの 2件
- (ウ) 調査を契機に直ちに是正措置等がとられたもの 10件
- (エ) 調査等を実施したが、勧告を必要とするまでには至らなかったもの
 (事実がなかったものや、証拠収集の限界を主な理由として事実確認が不可能と判断したものを含む。) 190件
- (オ) 正式調査の必要性が認められなかったもの 221件
- ※(ウ)～(オ)のうち、委員会の付言として特に意見を述べたものが133件ある。
- エ 平成23年度に継続するもの 239件

(5) 勧告の概要

- ア 環境局の木津川事務所において心付け等を受領していた件（平成22年8月20日）（通報3件）
- 環境局の木津川事務所の少なくとも一部の職員が、一般廃棄物処理手数料の釣銭や心付け等を受領するなどしていた。
- 本件事案について、徹底した調査を行い、その全容を解明すること、具体的かつ有効な再発防止策を策定し、実施することを勧告された。
- イ 区長が地域団体との旅行に公務出張で参加していた件（平成22年9月3日）
- 各区長が各種地域団体の総会、見学会、懇親会等及び研修旅行に参加したもののうち、合理的な必要性が認められないにもかかわらず、区長

が公務として管外出張していたものや、休暇を取得しての参加ではあっても相手方団体に費用負担をさせていたものがあった。

各区長が参加した旅行に係る出張命令について違法な部分を確定し、当該出張命令部分に係る区長の給与等を算定のうえ、旅行に参加した区長から自主的に大阪市に返還するよう求めること、地域団体との旅行のあり方を見直し、区長その他区役所職員の公務員倫理及び服務規律の確保を図ることを勧告された。

ウ 連合地域振興町会等で補助金等の不適正な支出があった件（平成22年9月3日）

ある連合地域振興町会等において、本市より交付した補助金、委託料（以下「補助金等」という。）について、不適正な支出が認められたが、これに対し、住之江区長、健康福祉局長は適切な措置を講じていなかった。

不適正な支出が認められた補助金等の一部又は全部の交付決定を取り消し、返還請求を行うこと、各種地域団体に対する補助金、委託料等の交付、精算等の手続の適正さをより一層確保するよう努めること等を勧告された。

エ 特定任期付職員の再任及び退職金の支払が法の趣旨や条例に反して実施された件（平成22年11月9日）

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」による特定任期付職員を公募を経て任用する際に、他に応募者がなかったとはいえ、特定任期付職員として既に任用されていた同一人を5年の任期満了の翌日に再度任用するとともに、退職手当条例の定めなしに、当初の任期満了の際に退職金を支払った。

当該職員に支給した退職手当について返還請求を行う等、給与条例主義を徹底すること、選考による職員の採用について、公正性、平等性、競争性の確保に努めること、任期付職員の採用・退職に当たっては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の趣旨に照らして、今後同一人が継続的に再任されるような不適切な運用を行わないことを勧告された。

オ 公益通報を行ったと名指しされ、上司から暴言・暴行を受けた件（平成23年3月25日）

ある所属の職員が、公益通報を行ったのではないかと名指しされ、上司から暴言・暴行を受け、その翌日から出勤ができなくなったが、当該所属は暴言・暴行の事実を当日中に把握していたにもかかわらず、速やかに適切な措置を講じなかった。

当該所属は被害を受けた職員に対して謝罪及び本件事案に係る所属の認識等についての説明を行うこと、関係者に対し厳正な措置を講じることが検討すること、再発防止措置を策定し、実施することを勧告された。

(6) 意見書の概要

覚書の変更手続きの適正化について（平成22年12月8日）（通報2件）

ある市設霊園の建設にあたり大阪市長と地元住民との間で締結された覚書について、その一部を変更する合意書を作成する際、環境局のある幹部職員が地元住民に対し変更内容について誤信させ、その後、合意書を締結したが、公文書公開請求によって公開された環境局と地元住民との交渉の議事録には、事実と異なる記載がされていたとの通報があった事案について、委員会の調査では、今回の変更が有効なものであるかについて疑義があり、また、変更における交渉の過程についても問題があったと考えられることから、関係者間で改めて話し合いを行い、真摯な合意が得られるよう必要な作業に直ちに着手するとともに、公文書の作成については、公文書管理条例に基づき、事実関係を的確に反映したものとする等について提言された。

(7) 調査を契機に直ちに是正措置等がなされたもの

ア 大阪市からの委託事業である児童いきいき放課後事業において、事業に携わる指導員1名が通勤手当を不正受給していたことが確認されたことから、委託先事業者により、その事業に携わるすべての指導員について通勤届の確認を実施したところ、新たに4名の不正受給が判明した。そのため、委託先事業者は、当該指導員5名を処分するとともに、大阪市に対し、不正受給分相当額の戻入を行った。

（こども青少年局）

イ 環境局森之宮工場の駐車場において、複数の車両の運転手が延べ15回にわたり10分を超える休憩をとっていることが確認されたため、それらの職員全員に対して指導を行った。また、再度調査を実施するなど、施設管理の徹底を図った。

（環境局）

ウ 市職員でありながら、宅地建物取引主任者の資格を過去に不動産会社に名義貸ししていた者が確認されたため、その職員を懲戒処分するとともに、本件事例について、監督官庁である大阪府あてに告発した。

（建設局）

エ 請負工事に対して、資材貸出し等が行われた事実が確認されたため、今後同様の事例が発生しないよう、全担当者に周知を行った。また、仕様書に定められていない試験が実施されていたが、平成23年度から実施しないことを決定し、全担当者に周知を図った。

（港湾局）

オ 大阪市からの受託事業者の地下鉄定期券販売業務に関して、過金があった際には一時保管をし、不足金が生じた際には、過金との相殺や担当者の自己負担としていた事実が確認されたため、今後、過金・不足金が生じた場合には、受託会社において雑収入・雑損失として処理を行うこととした。

(交通局)

カ 市バスの運転手がシートベルトを装着していないことがある事実が確認されたため、未装着が確認された職員に対し指導だけではなく、人事上の処分を行うよう改めた。

(交通局)

キ 端末の確認等が不十分であったために、国民健康保険証の二重発行が行われていたことが認められたため、担当者に注意を促すとともに、問題点・改善点を文書化して担当内での周知を図った。

(中央区役所)

ク 個人情報のやり取りが屋外において、口頭で行われたことが確認されたため、東淀川区役所の担当職員の会議において、この事案を取り上げて討論を行うなどの理解浸透を図り、個人情報の取り扱いについては十分に注意を払うことを再度周知した。

(東淀川区役所)

ケ 業務体制確保の為に調整を行う際に、課長の不適切と受け取られる行動や発言が確認されたため、その課長に対して、誤解を招くような行動や発言を慎むよう厳しく注意した。

(住之江区役所)

コ 公金の管理・チェック体制に不備があることが確認されたため、チェック体制を改めるとともに、監督者である課長を注意した。

(住之江区役所)

2 不当要求行為

(1) 報告件数

4 件

(2) 不当要求行為の概要

ア 水道料金の請求トラブルをきっかけに、自らが行っているボランティア活動への寄付や参加を強要した件（水道局）

イ 本市が交付した証明書の送付について、個人情報の漏えいであるとして、執拗に謝罪等を要求した件（天王寺区役所）

ウ 公文書公開請求で公開された公文書の記載内容に誤りがあるとして、金員の支払を要求した件（住吉区役所）

エ 生活保護費の借用を要求し、これを職員に断られたため、断った職員に対して暴行を働いた件（平野区役所）

3 公正職務審査委員会の開催状況

(1) 開催回数

41回

(2) 審議時間

111時間25分

(情報公開室監察部公正職務担当)

大阪市告示第587号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書については、大阪市民局市民部区政課において、公衆の縦覧に供する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成23年5月2日
	名 称	特定非営利活動法人プロジェクトILD
	代表者の氏名	加藤 佳津子
	主たる事務所の所在地	大阪市生野区生野西1丁目14番1号
	定款に記載された目的	この法人は、高齢者ならびに障害者の方々に対して「生きがい支援」に関する事業を行い、また、これらのサービスを提供できる人材を育成することで、高齢者ならびに障害者の方々の福祉に寄与することを目的とする。
	申請のあった年月日	平成23年5月10日
	名 称	特定非営利活動法人さんさん
	代表者の氏名	山内 宏高
	主たる事務所の所在地	大阪市城東区新喜多東1丁目12番5号 チャームハイツ301号室
	定款に記載された目的	この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

（市民局市民部区政課）

大阪市告示第588号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び収支予算書については、大阪市民局市民部区政課において、公衆の縦覧に供する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

申 請 に 係 る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 に 係 る 事 項	申請のあった年月日	平成23年4月28日
	名 称	特定非営利活動法人健康経営研究会
	代表者の氏名	岡田 邦夫
	主たる事務所の所在地	大阪市北区西天満5丁目2番18号三共ビル東館
	定款に記載された目的	この法人は健康経営という企業や健康保険組合等に対するマネジメント手法を通して、企業で働く従業員の心身の健康保持・増進と従業員が属する企業の生産性や従業員の士気・モラルの向上に寄与することを目的とする。
	申請のあった年月日	平成23年4月28日
	名 称	特定非営利活動法人LOVELY
	代表者の氏名	福家 一彦
	主たる事務所の所在地	大阪市西成区津守1丁目9番18号
	定款に記載された目的	この法人は、地域住民全てに対して、障害のある人や高齢者等が地域で自立した生活を営むために、日常生活における介護等支援サービスを提供し、地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。

(市民局市民部政課)

大阪市告示第589号

大阪市立大淀コミュニティセンターは、空調設備の改修工事のため、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第4項の規定に基づき、平成23年12月1日（木）から平成24年3月15日（木）まで臨時閉館することを承認したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

(市民局市民部政課)

大阪市告示第590号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

A重油（港湾局）（その2）

130 KL

(電子入札対象案件)

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成23年7月1日から同年9月30日までの間
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 納入方法 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成23年6月10日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33 石油類」で登録していること
- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること
- (6) 当該購入物品の規格に合致した物品を確実に十分納入し得ることを証明した者であること
- (7) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること
- (8) 災害発生時等に対応が可能な体制が整備されていること
- (9) 給油船による給油を行うことが可能である旨を証明した者であること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成23年6月10日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成23年6月10日（金）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成23年6月27日（月）から同月28日（火）までの午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時 平成23年6月29日（水）午後1時30分

③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成23年6月29日（水）午後1時から午後1時30分まで

② 開札予定日時 平成23年6月29日（水）午後1時30分

③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成23年6月28日（火）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年6月10日（金）午後5時までに、受付場所に指定した方法にて必着のこと。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

- (4) 契約日以降に揮発油税及び軽油引取税の税率の改定があった場合は、改定後の税率に基づき契約を変更する。
- (5) 本件は平成23年4月22日大阪市告示第469号（一般競争入札の執行）により公示した案件の再度公示入札である。
- (6) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
ClassA heavy oil (Port & Harbor Bureau) 130 KL
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 10 June 2011
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 27 June 2011 to 5:00PM, 28 June 2011
 - ② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 29 June 2011
 - ③ by post: 5:00PM, 28 June 2011
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)



大阪市告示第591号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び予定数量
保健衛生システム用サーバ機器等 一式
(電子入札対象案件)
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成23年11月1日から平成28年10月31日まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、そ

の資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成23年6月15日（水）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
 - (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
 - (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
 - (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸 02 事務用品賃貸 02 情報処理用機器（158）」で登録していること
 - (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
 - (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書の提出ができること
 - (7) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることの書類の提出ができること
 - (8) 仕様書に定めたインストール作業ができることの書類の提出ができること
 - (9) アフターサービス・メンテナンス等の体制についての書類の提出ができること
 - (10) JISQ15001（ISO 15001）に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001（ISO 27001）に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度により認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること
- 4 入札説明書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
 - (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成23年6月15日（水）まで無償により交付する。
 - (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成23年6月15日（水）午後5時まで
 - (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成23年7月13日（水）から同月14日（木）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成23年7月15日（金）午後1時30分
 - ③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成23年7月15日（金）午後1時から午後1時30分まで

② 開札予定日時 平成23年7月15日（金）午後1時30分

③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成23年7月14日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年6月15日（水）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(4) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:

Servers, etc. for the long-term public health program system 1set

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 15 June 2011

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 13 July 2011 to 5:00PM, 14 July 2011

② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 15 July 2011

③ by post: 5:00PM, 14 July 2011

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)



大阪市告示第592号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 借入物品及び予定数量

保健衛生システム用端末機器等 一式

(電子入札対象案件)

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成24年1月1日から平成28年12月31日まで

(4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成23年6月15日（水）までに資格審査申

請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸 02 事務用品賃貸 02 情報処理用機器（158）」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることの書類の提出ができること
- (8) 仕様書に定めたインストール作業ができることの書類の提出ができること
- (9) アフターサービス・メンテナンス等の体制についての書類の提出ができること
- (10) JISQ15001（ISO 15001）に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001（ISO 27001）に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度により認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成23年6月15日（水）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成23年6月15日（水）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成23年7月13日（水）から同月14日（木）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成23年7月15日（金）午後1時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成23年7月15日（金）午後1時から午後1時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成23年7月15日（金）午後1時30分

③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成23年7月14日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年6月15日（水）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(4) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:

Terminals, etc. for the long-term public health program system

1set

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 15 June 2011

- (3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 13 July 2011 to 5:00PM, 14 July 2011

- ② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 15 July 2011

- ③ by post: 5:00PM, 14 July 2011

- (4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)



大阪市告示第593号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担当部局

- (1) 入札執行担当

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7145

- (2) 事業担当

〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟15階

大阪市中央卸売市場企画担当 電話 06-6469-7928

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量

大阪市中央卸売市場業務システム仮想統合基盤構築業務及び保守業務
委託（長期継続）

一式 （以上、電子入札対象案件とする。）

- (2) 委託概要 入札説明書による。

- (3) 履行期限 平成29年3月31日（金）

- (4) 履行場所 大阪市福島区野田1丁目1番86号 大阪市中央卸売市場
本場

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその

資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を「1 担当部局(1)入札執行担当」に行えば、当該審査を行う。ただし、平成23年6月15日（水）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10 情報処理 01 情報処理」で登録していること
- (5) 仮想化基盤を構築した実績を有すること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び「1 担当部局(1)入札執行担当」
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成23年6月15日（水）午後5時まで無償にて交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 仕様書の交付方法
システムにより交付する。
※ 紙入札者については、「1 担当部局(1)入札執行担当」において仕様書を入札日までの間無償貸与する。

- (4) 入札参加申請書等の受付期間
公示の日の翌開庁日から平成23年6月15日（水）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く）。
- (5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

- (1) システム上
- (2) 1 担当部局(1)入札執行担当

6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間
平成23年7月27日（水）から平成23年7月28日（木）まで（午前9時から午後5時まで）
 - ② 開札予定日時 平成23年7月29日（金）午前10時30分
 - ③ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成23年7月29日（金）午前10時から午前10時30分まで

② 開札予定日時 平成23年7月29日（金）午前10時30分

③ 場所 大阪市契約管財局 入札室（「1 担当部局(1)入札執行担当」に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、「1 担当部局(1)入札執行担当」あて平成23年7月28日（木）午後5時必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。ただし、契約規則第37条第1項に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加資格審査申請書等を平成23年6月15日（水）午後5時までに、「1 担当部局(2)事業担当」まで持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be required:
Computer hardware for virtualized machines made by virtualization software.

Construct virtualization environment for running three systems, aggregate financial accounting system, statistics system, and rent fee calculation system.

At a long-term contract, keep the virtualization environment health and three systems on virtualization environment working correctly.

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00 PM, 15 June 2011.

(3) The date and time for the submission of tenders:

1. on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 27 July 2011 to 5:00PM, 28 July 2011.

2. in person: from 10:00AM to 10:30AM, 29 July 2011.

3. by post: 5:00PM, 28 July 2011.

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7147

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第594号

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦
随意契約の場合はその理由

◎契約担当 契約管財局契約部契約制度担当（大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号）

①電子調達システム改修業務委託 ②随意 ③23.4.1 ④日本電気㈱関西支社 大阪市中央区城見1丁目4番24号 ⑤114,743,475円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項（d）

①電子調達システム運用保守業務委託 ②随意 ③23.4.1 ④日本電気㈱関西支社 大阪市中央区城見1丁目4番24号 ⑤64,824,375円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項（d）

（契約管財局契約部契約制度担当）

大阪市告示第595号

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

【掲載順序】

◎ 契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当 健康福祉局総務部経理・企画課（調達）（大阪市北区中之島1丁目3番20号） ①乾燥BCGワクチン1人用×1買入（概算）・約22,500箱・買入 ②一般 ③平成23年3月30日 ④財団法人結核予防会大阪府支部 大阪市中央区道修町4丁目6番5号 ⑤70,875,000円 ⑥平成23年2月18日（健康福祉局総務部経理・企画課）

大阪市告示第596号

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

【掲載順序】

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当 大阪市保健所管理課（大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7号）

①平成23年度公害健康被害の補償等に関する法律事務にかかる電子計算処理業務 ②随意 ③平成23年4月1日 ④ニッセイ情報テクノロジー株式会社・株式会社インテック ⑤42,909,664円 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

(大阪市保健所管理課)

大阪市告示第597号

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名 ②契約方式 ③契約日 ④契約相手方 ⑤契約金額 ⑥理由

◎契約担当 都市整備局企画部総務課契約グループ（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①大阪市営住宅管理システム運用業務委託 ②随意 ③23.4.1 ④㈱CSK 東京都港区南青山二丁目26番1号 ⑤125,473,824円 ⑥政府調達に関する協定第15条第1項（b）

①新婚世帯向け家賃補助制度にかかる電算処理業務委託1 ②随意 ③23.4.1 ④㈱CSK 東京都港区南青山二丁目26番1号 ⑤59,887,548円 ⑥政府調達に関する協定第15条第1項（b）

(都市整備局企画部総務課)

大阪市告示第598号

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当 建設局総務部経理担当（大阪市住之江区南港北1丁目14番16号大阪府咲洲庁舎34階）

①放置自転車等運搬業務委託ー1 ②一般 ③23.3.11 ④㈱コアズ 大阪事業本部 大阪市北区中之島3丁目2番18号住友中之島ビル ⑤44,262,540円

⑥23. 1. 7

①放置自転車等運搬業務委託－ 2 ②一般 ③23. 3. 11 ④(株)東陽運輸 大阪市平野区平野東 4 丁目 5 番 19 号 ⑤38,354,400 円 ⑥23. 1. 7

①放置自転車等運搬業務委託－ 3 ②一般 ③23. 3. 11 ④(株)コアズ 大阪事業本部 大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 18 号住友中之島ビル ⑤24,444,000 円

⑥23. 1. 7

①放置自転車等運搬業務委託－ 4 ②一般 ③23. 3. 11 ④(株)コアズ 大阪事業本部 大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 18 号住友中之島ビル ⑤28,446,600 円

⑥23. 1. 7

①放置自転車等運搬業務委託－ 5 ②一般 ③23. 3. 11 ④(株)東陽運輸 大阪市平野区平野東 4 丁目 5 番 19 号 ⑤22,621,200 円 ⑥23. 1. 7

①放置自転車等運搬業務委託－ 6 ②一般 ③23. 3. 11 ④(株)東陽運輸 大阪市平野区平野東 4 丁目 5 番 19 号 ⑤27,373,500 円 ⑥23. 1. 7

①放置自転車等運搬業務委託－ 7 ②一般 ③23. 3. 11 ④(株)コアズ 大阪事業本部 大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 18 号住友中之島ビル ⑤33,730,200 円

⑥23. 1. 7

①放置自転車等運搬業務委託－ 8 ②一般 ③23. 3. 11 ④(株)コアズ 大阪事業本部 大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 18 号住友中之島ビル ⑤33,839,400 円

⑥23. 1. 7

①放置自転車等運搬業務委託－ 9 ②一般 ③23. 3. 11 ④日本通運(株)大阪支店 大阪市北区梅田 3 丁目 2 番 103 号 ⑤33,882,240 円 ⑥23. 1. 7

①放置自転車等運搬業務委託－ 10 ②一般 ③23. 3. 11 ④(株)コアズ 大阪事業本部 大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 18 号住友中之島ビル ⑤41,825,700 円

⑥23. 1. 7

①道路橋梁総合管理システム（積算）保守業務委託 ②随意 ③23. 4. 1 ④東芝ソリューション(株)関西支社 大阪市福島区福島 7 丁目 15 番 26 号大阪 YM ビル ⑤34,839,000 円 ⑦政府調達に関する協定第 15 条第 1 項（d）

①道路橋梁総合管理システム（台帳）保守業務委託 ②随意 ③23. 4. 1 ④三菱電機(株)関西支社 大阪市北区堂島 2 丁目 2 番 2 号近鉄堂島ビル ⑤79,800,000 円 ⑦政府調達に関する協定第 15 条第 1 項（d）

①西部下水道管理事務所管内下水管きょ調査業務委託（その 1） ②一般 ③23. 3. 4 ④(株)エコ・テクノ 枚方支店 大阪府枚方市北山 1 丁目 54 番 50 号 ⑤23,331,000 円 ⑥22. 12. 24

①北部下水道管理事務所管内下水管きょ調査業務委託（その 1） ②一般 ③23. 3. 4 ④(株)エコ・テクノ 枚方支店 大阪府枚方市北山 1 丁目 54 番 50 号 ⑤9,324,000 円 ⑥22. 12. 24

①平野下水処理場汚泥溶融施設運転管理業務委託 ②随意 ③23. 4. 1 ④日揮(株)大阪事務所 大阪市中央区北浜 3 丁目 1 番 18 号 島ビル ⑤177,450,000 円 ⑦政府調達に関する協定第 15 条第 1 項（d）

①平野下水処理場汚泥焼却施設運転管理業務委託 ②随意 ③23. 4. 1 ④メ

タウオーター(株)西日本営業部 大阪市北区堂島浜2丁目1番29号 ⑤
125,160,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①舞洲スラッジセンター汚泥脱水及び分離液処理施設運転管理業務委託 ②随意 ③23.4.1 ④三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体(代表者) 大阪市中央区今橋2丁目5番8号トレードピア淀屋橋 ⑤256,515,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①舞洲スラッジセンター汚泥熔融炉施設運転管理業務委託 ②随意 ③23.4.1 ④月島機械・メタウオーター・東芝特定建設工事共同企業体(代表者) 大阪市中央区道修町2丁目6番6号 ⑤360,150,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①工事積算システム運用サポート業務委託 ②随意 ③23.4.1 ④富士通(株)関西支社 大阪市中央城区見2丁目2番6号富士通関西システムラボラトリ ⑤31,500,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①下水道総合情報システム保守業務委託 ②随意 ③23.4.1 ④三菱電機(株)関西支社 大阪市北区堂島2丁目2番2号近鉄堂島ビル ⑤35,175,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

(建設局総務部経理課)



大阪市告示第599号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成23年2月7日 大阪市指令計(規)第99号

平成23年3月25日 大阪市指令計(規)第22-99号(変更)

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市淀川区加島1丁目276番1の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府守口市八雲東町1丁目22番2号1

富士林業株式会社

代表取締役 平山 実

4 設置された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員(管径)	延 長			
道 路	6.000m	153.820m	開発者	開発者	

道 路	5.000m	112.810m	開発者	開発者	すみ切り 5 ヲ所含む。
下水道	D=200mm	18.400m	大阪市	—	1号組立マンホールインバート付 1 ヲ所新設工 0号組立マンホールインバート付 2 ヲ所新設工
下水道	D=150mm	15.900m	大阪市	—	集水ますⅡ型インバート付 1 ヲ所新設工 集水ますⅠ型インバート付 1 ヲ所新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成23年3月28日 大阪市指令計（規）第122号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市西成区南開 1 丁目 3 番 2

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市浪速区戎本町 1 丁目 9 番21号

有限会社 ホームビルダー

取締役 川島 健

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	20.613m	開発者	開発者	すみ切り 2 ヲ所含む。
下水道	D=150mm	2.300m	大阪市	—	集水ますⅠ型 インバート付 4 ヲ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			

下水道	—	—	—	—	集水ますⅠ型 1ヵ所 撤去工
下水道	—	—	—	—	集水ますⅣ型 2ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第601号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

- ・認定年月日及び認定番号

平成23年5月12日 第34号

- ・認定区域の名称

大阪府立急性期・総合医療センター

- ・認定区域の位置

大阪市住吉区万代東3丁目25番1ほか13筆

(計画調整局建築指導部建築企画課)



大阪市告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①市川アイクリニック ②大阪市北区芝田2丁目2番5号 ③平成23年4月1日

①かもがわクリニック ②大阪市北区天神橋6丁目3番16号 ③平成23年4月1日

- ①ささはら眼科 ②大阪市都島区東野田町2丁目9番12号 ③平成23年4月1日
- ①牧野レディースクリニック ②大阪市此花区四貫島2丁目4番3号 ③平成22年12月1日
- ①いりさわ心と体のクリニック ②大阪市中心区難波3丁目7番12-302号 ③平成23年4月1日
- ①多根総合病院 ②大阪市西区九条南1丁目12番21号 ③平成23年3月1日
- ①たつえクリニック整形外科・リハビリテーション科 ②大阪市淀川区木川東2丁目2番2号 ③平成23年4月1日
- ①榎並診療所 ②大阪市城東区野江3丁目10番24号 ③平成23年4月1日
- ①山本皮フ科クリニック ②大阪市城東区今福西4丁目6番22号 ③平成23年4月1日
- ①小林医院 ②大阪市鶴見区鶴見4丁目11番66号 ③平成23年4月1日
- ①三輪皮フ科形成外科 ②大阪市鶴見区鶴見3丁目12番23-202号 ③平成23年4月1日
- ①ながわクリニック ②大阪市住吉区我孫子東2丁目3番2号 ③平成23年4月1日
- ①のぞみクリニック玉出院 ②大阪市西成区玉出西2丁目6番7号 ③平成23年4月1日
- ①クニタ歯科 ②大阪市北区堂島2丁目1番36号 ③平成23年4月1日
- ①ロコデンタルクリニック ②大阪市福島区吉野1丁目1番16号 ③平成23年4月1日
- ①岩狭歯科 ②大阪市中心区東心斎橋1丁目11番11号 ③平成23年4月1日
- ①藤井歯科医院 ②大阪市中心区上汐2丁目5番12号 ③平成23年4月5日
- ①多根総合病院 ②大阪市西区九条南1丁目12番21号 ③平成23年3月1日
- ①ミント歯科 ②大阪市西区北堀江1丁目7番6号 ③平成23年4月1日
- ①せお歯科クリニック ②大阪市淀川区西三国4丁目8番19号 ③平成23年3月1日
- ①みことデンタルクリニック ②大阪市東淀川区井高野3丁目3番57号 ③平成23年4月1日
- ①ふるかわ歯科 ②大阪市生野区巽東2丁目11番23号 ③平成23年3月1日
- ①東歯科医院 ②大阪市鶴見区浜3丁目8番52号 ③平成23年2月22日
- ①川上歯科あべの診療所 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目6番1-109号 ③平成23年4月1日
- ①うちの歯科クリニック ②大阪市平野区喜連西4丁目7番19号 ③平成23年4月1日
- ①MIWA薬局 ②大阪市北区茶屋町3番14号 ③平成23年4月5日
- ①らいふ薬局千鳥橋店 ②大阪市此花区梅香1丁目22番13号 ③平成23年4月1日
- ①三寶薬局 ②大阪市中心区玉造1丁目11番4号 ③平成23年4月1日

- ①サン薬局なんば店 ②大阪市中央区難波3丁目7番12号 ③平成23年4月1日
- ①チェリー薬局からほり店 ②大阪市中央区谷町7丁目1番47号 ③平成23年3月1日
- ①村田調剤薬局大国町店 ②大阪市浪速区敷津西2丁目2番10号 ③平成23年4月1日
- ①イムノファーマシーみどり橋薬局 ②大阪市東成区中本3丁目15番12号 ③平成23年4月1日
- ①ラビット今里薬局 ②大阪市東成区大今里南6丁目16番20号 ③平成23年4月1日
- ①阪神調剤薬局今里店 ②大阪市生野区中川東1丁目1番1号 ③平成23年4月1日
- ①オーエス薬局 ②大阪市鶴見区鶴見4丁目11番64号 ③平成23年4月8日
- ①カメイ調剤薬局あびこ店 ②大阪市住吉区我孫子東2丁目1番21号 ③平成23年4月1日
- ①チェリー薬局平野店 ②大阪市平野区喜連東1丁目8番50号 ③平成23年3月1日
- ①ファミリー薬局岸里店 ②大阪市西成区潮路1丁目7番11号 ③平成23年4月1日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

~~~~~

### 大阪市告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①小杉整形外科 ②（旧）：大阪市北区梅田3-1-1 （新）：大阪市北区梅田3丁目1番1号 ③平成23年2月15日

①多根記念眼科病院 ②大阪市西区境川1丁目1番39号 ③平成23年3月1日

①多根第二病院 ②大阪市港区築港3丁目4番25号 ③平成23年3月1日

①多根脳神経リハビリテーション病院 ②大阪市港区南市岡1丁目1番45号 ③平成23年3月1日

①（旧）：串田病院 （新）：ときわ病院 ②（旧）：大阪市大正区小林西1-1-1 （新）：大阪市大正区小林西1丁目1番1号 ③平成23年4月1日

①（旧）：尾崎内科 （新）：竹林医院 ②（旧）：大阪市阿倍野区阿倍野筋

- 2-4-1 (新) : 大阪市阿倍野区阿倍野筋2丁目4番1号 ③平成23年3月1日
- ①ビアンエトール恭愛附属診療所 ②(旧) : 大阪市西成区南津守1-4-7  
(新) : 大阪市西成区南津守1丁目4番7号 ③平成18年5月1日
- ①(旧) : ジャスコ野田阪神店薬局 (新) : イオン薬局野田阪神店 ②大阪市福島区海老江1丁目1番23号 ③平成23年3月1日
- ①(旧) : アップル薬局 (新) : さくら薬局大阪天満橋駅店 ②大阪市中央区大手前1丁目7番31号 ③平成23年3月1日
- ①(旧) : ジャスコ鶴見店薬局 (新) : イオン薬局鶴見店 ②大阪市鶴見区鶴見4丁目17番1号 ③平成23年3月1日
- ①(旧) : ジャスコ喜連瓜破駅前店薬局 (新) : イオン薬局喜連瓜破駅前店  
②大阪市平野区瓜破2丁目1番13号 ③平成23年3月1日
- ①キャリア訪問看護ステーション ②(旧) : 大阪市西区九条南3丁目6番27号  
(新) : 大阪市西区千代崎2丁目3番7-201号 ③平成22年11月1日
- ①淀川区医師会立訪問看護ステーション ②(旧) : 大阪市東淀川区菅原4-4-37  
(新) : 大阪市東淀川区菅原4丁目4番37号 ③平成23年4月1日
- ①赤いリング訪問看護ステーション ②(旧) : 大阪市平野区平野本町2丁目5番21号  
(新) : 大阪市平野区喜連2丁目5番77-110号 ③平成22年4月1日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

#### 大阪市告示第604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①牧野レディースクリニック ②大阪市此花区四貫島2丁目4番3号 ③平成22年11月30日

①多根総合病院 ②大阪市西区境川1丁目2番31号 ③平成23年2月28日

①久本外科胃腸科 ②大阪市東淀川区大桐2丁目12番7号 ③平成23年3月31日

①朝田医院 ②大阪市生野区田島2丁目3番12号 ③平成23年2月28日

①原歯科医院 ②大阪市港区市岡元町2丁目1番5号 ③平成23年2月10日

①瀬尾歯科医院 ②大阪市淀川区西三国4丁目8番19号 ③平成23年2月28日

①古川歯科医院 ②大阪市生野区巽東2丁目11番21号 ③平成23年2月28日

- ①東歯科医院 ②大阪市鶴見区浜3丁目8番52号 ③平成23年2月21日  
①チェリー薬局からほり店 ②大阪府中央区谷町7丁目1番47号 ③平成23年2月28日  
①サン薬局 ②大阪市住吉区荻田7丁目4番23号 ③平成23年2月28日  
①チェリー薬局平野店 ②大阪府平野区喜連東1丁目8番50号 ③平成23年2月28日  
①そよ風訪問看護ステーション ②大阪府生野区新今里6丁目13番10号 ③平成23年3月31日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

~~~~~

大阪市告示第605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定医療機関から、辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③辞退年月日

①吉崎歯科医院 ②大阪府旭区中宮4丁目3番12号 ③平成22年12月31日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

~~~~~

#### 大阪市告示第606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（指定年月日）

①北区大淀地域包括支援センター ②大阪府北区本庄西2丁目6番15号 ③介護予防支援（平成23年4月1日）

①さくらそう梅田 ②大阪府北区本庄西1丁目9番12号 ③居宅介護支援（平成23年4月1日）

①訪問介護サービス勇光 ②大阪府北区大淀中5丁目9番7号 ③訪問介護（平成23年4月1日） 介護予防訪問介護（平成23年4月1日）

①れんげ訪問介護サービス ②大阪府北区東天満1丁目6番12号 ③訪問介護

- (平成23年4月1日) 介護予防訪問介護 (平成23年4月1日)
- ①ケアプランセンターあるこね ②大阪市都島区大東町1丁目4番7号 ③居宅介護支援 (平成23年4月1日)
- ①秋桜会クリニック ②大阪市都島区都島本通5丁目14番11号 ③居宅療養管理指導 (平成23年3月17日)
- ①サロンアンドスポーツいち ②大阪市都島区中野町3丁目11番1号 ③通所介護 (平成23年3月1日) 介護予防通所介護 (平成23年3月1日)
- ①ヘルパーステーションあるこね ②大阪市都島区大東町1丁目4番7号 ③訪問介護 (平成23年4月1日) 介護予防訪問介護 (平成23年4月1日)
- ①都島区北部地域包括支援センター ②大阪市都島区大東町2丁目2番18号 ③介護予防支援 (平成23年4月1日)
- ①エルケア福島鷺洲ケアセンター ②大阪市福島区鷺洲3丁目5番1号 ③訪問介護 (平成23年4月1日) 介護予防訪問介護 (平成23年4月1日)
- ①エルケア千鳥橋ケアセンター ②大阪市此花区四貫島2丁目17番4-101号 ③訪問介護 (平成23年4月1日) 介護予防訪問介護 (平成23年4月1日)
- ①らいふ薬局千鳥橋店 ②大阪市此花区梅香1丁目22番13号 ③居宅療養管理指導 (平成23年4月1日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成23年4月1日)
- ①いりさわ心と体のクリニック ②大阪市中央区難波3丁目7番12号-302 ③居宅療養管理指導 (平成23年4月1日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成23年4月1日)
- ①岩狭歯科 ②大阪市中央区東心斎橋1丁目11番11号 ③居宅療養管理指導 (平成23年4月1日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成23年4月1日)
- ①サン薬局なんば店 ②大阪市中央区難波3丁目7番12号 ③居宅療養管理指導 (平成23年4月1日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成23年4月1日)
- ①中央相談センター ②大阪市港区市岡元町1丁目1番36-402号 ③居宅介護支援 (平成23年4月1日)
- ①ナイスケアセンター ②大阪市港区市岡元町1丁目5番20号 ③居宅介護支援 (平成23年4月1日)
- ①ハッピーケアライフ大阪港 ②大阪市港区築港1丁目14番3号 ③訪問介護 (平成23年4月1日)
- ①柿原医院 ②大阪市大正区千島一丁目13番23号 ③居宅療養管理指導 (平成22年2月1日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成22年2月1日)
- ①愛染園ホームヘルプサービスセンターなんば ②大阪市浪速区稲荷1丁目7番32号 ③訪問介護 (平成23年5月1日) 介護予防訪問介護 (平成23年5月1日)
- ①デイサービスセンターあおぞら苑Ⅱ ②大阪市西淀川区出来島1丁目2番4号 ③通所介護 (平成23年4月1日) 介護予防通所介護 (平成23年4月1日)
- ①介護24ライフ淀川 ②大阪市淀川区西中島4丁目4番25-1002号 ③訪問介護 (平成23年4月1日) 介護予防訪問介護 (平成23年4月1日)

- ①ヘルパーステーションリアン ②大阪市淀川区東三国4丁目14番28号 ③訪問介護（平成23年4月1日） 介護予防訪問介護（平成23年4月1日）
- ①えんがわ元気な家 ②大阪市東淀川区菅原1丁目8番24号 ③通所介護（平成23年4月1日） 介護予防通所介護（平成23年4月1日）
- ①オアシス訪問介護事業所 ②大阪市東淀川区小松2丁目7番26号 ③訪問介護（平成23年4月15日） 介護予防訪問介護（平成23年4月15日）
- ①ヒーリングネットケアプランセンター ②大阪市東淀川区豊新5丁目17番6号 ③居宅介護支援（平成23年4月1日）
- ①ヒーリングネット訪問介護ステーション ②大阪市東淀川区豊新5丁目17番6号 ③訪問介護（平成23年4月1日） 介護予防訪問介護（平成23年4月1日）
- ①東淀川区南西部地域包括支援センター ②大阪市東淀川区東中島3丁目14番24号 ③介護予防支援（平成23年4月1日）
- ①訪問介護ケアパラソル ②大阪市東淀川区西淡路1丁目1番9-430号 ③介護予防訪問介護（平成22年7月1日）
- ①医療法人節和会みことデンタルクリニック ②大阪市東淀川区井高野3丁目3番57号 ③居宅療養管理指導（平成23年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年4月1日）
- ①あいおい介護センター ②大阪市東成区東小橋1丁目7番17号 ③訪問介護（平成23年4月1日） 介護予防訪問介護（平成23年4月1日）
- ①あいおいケアプランセンター ②大阪市東成区東小橋1丁目7番17号 ③居宅介護支援（平成23年4月1日）
- ①イムノファーマシーみどり橋薬局 ②大阪市東成区中本3丁目15番12号 ③居宅療養管理指導（平成23年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年4月1日）
- ①医療法人みゆき会よつ葉クリニック ②大阪市東成区大今里3丁目14番23号 ③介護予防居宅療養管理指導（平成23年1月1日） 介護予防訪問看護（平成23年1月1日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成23年1月1日）
- ①チェスケアプランセンター ②大阪市東成区東小橋2丁目11番28号 ③居宅介護支援（平成23年4月1日）
- ①デイサービスセンターハミングベルにこにこ ②大阪市東成区中本1丁目11番1号 ③認知症対応型通所介護（平成23年1月1日）
- ①デイサービスだんらん ②大阪市東成区中本2丁目7番17号 ③通所介護（平成23年4月1日） 介護予防通所介護（平成23年4月1日）
- ①医療法人和佑会西村クリニック ②大阪市生野区巽中1丁目20番4号 ③訪問看護（平成23年2月1日） 訪問リハビリテーション（平成23年2月1日） 居宅療養管理指導（平成23年2月1日）
- ①心の虹介護サービス ②大阪市生野区林寺5丁目10番25号 ③訪問介護（平成23年4月1日） 介護予防訪問介護（平成23年4月1日）
- ①阪神調剤薬局今里店 ②大阪市生野区中川東1丁目1番1号 ③居宅療養管

理指導（平成23年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年4月1日）

①ふるかわ歯科 ②大阪市生野区巽東2丁目11番23号 ③居宅療養管理指導（平成23年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年4月1日）

①訪問介護友舞大阪 ②大阪市生野区新今里5丁目15番12号 ③介護予防訪問介護（平成23年3月1日）

①旭区東部地域包括支援センター ②大阪市旭区新森4丁目27番13号 ③介護予防支援（平成23年4月1日）

①デイサービスオリオン ②大阪市旭区新森1丁目6番11号 ③通所介護（平成23年4月1日） 介護予防通所介護（平成23年4月1日）

①城東区城陽地域包括支援センター ②大阪市城東区鳴野東2丁目26番12号 ③介護予防支援（平成23年4月1日）

①さくら・介護ステーション白ゆり阿倍野 ②大阪市阿倍野区王子町1丁目4番28-1号 ③訪問介護（平成23年3月1日） 介護予防訪問介護（平成23年3月1日）

①デイサービス笑楽西田辺 ②大阪市阿倍野区阪南町7丁目8番1号 ③通所介護（平成23年4月1日） 介護予防通所介護（平成23年4月1日）

①西中ヘルパーステーション阿倍野 ②大阪市阿倍野区阪南町1丁目57番8号 ③訪問介護（平成23年4月1日） 介護予防訪問介護（平成23年4月1日）

①ヘルパーステーション澄あべの ②大阪市阿倍野区阪南町2丁目1番21-201号 ③訪問介護（平成23年4月1日） 介護予防訪問介護（平成23年4月1日）

①住之江区安立・敷津浦地域包括支援センター ②大阪市住之江区南加賀屋3丁目9番2号 ③介護予防支援（平成23年4月1日）

①住之江区加賀屋・粉浜地域包括支援センター ②大阪市住之江区浜口東2丁目5番14号 ③介護予防支援（平成23年4月1日）

①デイサービスひろゴンの部屋 ②大阪市住之江区中加賀屋3丁目12番22号 ③通所介護（平成23年4月1日） 介護予防通所介護（平成23年4月1日）

①さかもとスポーツリハビリテーションデイサービス ②大阪市住吉区南住吉1丁目25番20号 ③通所介護（平成23年4月1日） 介護予防通所介護（平成23年4月1日）

①ツクイ大阪南万領 ②大阪市住吉区万代東4丁目4番1号 ③通所介護（平成23年4月1日） 介護予防通所介護（平成23年4月1日）

①訪問看護ステーションおざわ ②大阪市住吉区帝塚山東3丁目8番15号 ③訪問看護（平成22年12月1日） 訪問リハビリテーション（平成22年12月1日） 介護予防訪問看護（平成22年12月1日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成22年12月1日）

①あかつきケアプランセンター ②大阪市東住吉区桑津2丁目9番13号 ③居宅介護支援（平成23年3月1日）

①みんなの薬局 ②大阪市東住吉区中野4丁目12番16号 ③居宅療養管理指導

- (平成23年2月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成23年2月1日)
- ①葵クリニック ②大阪市平野区平野北2丁目14番6号 ③訪問看護(平成23年2月1日) 訪問リハビリテーション(平成23年2月1日) 居宅療養管理指導(平成23年2月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成23年2月1日) 介護予防訪問看護(平成23年2月1日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成23年2月1日)
- ①あおぞらケアハウス ②大阪市平野区瓜破西1丁目8番75号 ③訪問介護(平成23年4月1日) 介護予防訪問介護(平成23年4月1日)
- ①ウォームス介護センター ②大阪市平野区長吉長原東3丁目1番32号 ③訪問介護(平成23年4月1日) 介護予防訪問介護(平成23年4月1日)
- ①福祉用具陽 ②大阪市平野区長吉出戸6丁目11番13号 ③福祉用具貸与(平成23年3月1日) 特定福祉用具販売(平成23年3月1日) 特定介護予防福祉用具販売(平成23年3月1日) 介護予防支援(平成23年3月1日) 介護予防福祉用具貸与(平成23年3月1日)
- ①むらさきケアプランセンター ②大阪市平野区背戸口5丁目6番17号 ③居宅介護支援(平成23年4月1日)
- ①医療法人恭順会のぞみクリニック玉出院 ②大阪市西成区玉出西2丁目6番7号 ③居宅療養管理指導(平成23年4月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成23年4月1日)
- ①AMケア玉出 ②大阪市西成区玉出西2丁目4番8-308, 309号 ③居宅介護支援(平成23年4月1日)
- ①エリー介護サービス ②大阪市西成区萩之茶屋1丁目12番13号 ③訪問介護(平成23年4月1日) 介護予防訪問介護(平成23年4月1日)
- ①天神の森ケアプランセンター ②大阪市西成区岸里東2丁目14番10号 ③居宅介護支援(平成23年4月1日)
- ①ファミリー薬局岸里店 ②大阪市西成区潮路1丁目7番11号 ③居宅療養管理指導(平成23年4月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成23年4月1日)
- ①訪問介護ステーションまごのて ②大阪市西成区梅南1丁目2番26号 ③訪問介護(平成23年4月1日) 介護予防訪問介護(平成23年4月1日)
- ①Light up care station ②大阪市西成区花園北2丁目12番25-103号 ③訪問介護(平成23年4月1日) 介護予防訪問介護(平成23年4月1日)

(健康福祉局生活福祉部保護課)

#### 大阪市告示第607号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、指定介

護機関から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（変更年月日）

①えむあい介護ケアプランセンター ②（旧）：大阪市北区同心2丁目5番20-605号 （新）：大阪市北区同心2丁目7番19-202号 ③居宅介護支援（平成23年4月1日）

①えむあい介護サービス ②（旧）：大阪市北区同心2丁目5番20-605号 （新）：大阪市北区同心2丁目7番19-202号 ③訪問介護（平成23年4月1日） 介護予防訪問介護（平成23年4月1日）

①ヘルパーステーションクリエイト ②（旧）：大阪市東淀川区豊里5丁目18番8-107号 （新）：大阪市東淀川区小松3丁目11番5号 ③訪問介護（平成22年12月15日） 居宅介護支援（平成22年12月15日） 介護予防訪問介護（平成22年12月15日）

①（旧）：医療法人尾崎内科 （新）：医療法人清雄会竹林医院 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋2丁目4番1号 ③訪問看護（平成23年3月1日） 訪問リハビリテーション（平成23年3月1日） 居宅療養管理指導（平成23年3月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年3月1日） 介護予防訪問看護（平成23年3月1日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成23年3月1日）

①デイサービスセンター夢空間 ②（旧）：大阪市住之江区住之江1丁目4番24号 （新）：大阪市住之江区御崎6丁目1番3号 ③通所介護（平成23年1月1日） 介護予防通所介護（平成23年1月1日）

①ナンクルナイサァーすみのえ ②（旧）：大阪市住之江区新北島3丁目2番39号 （新）：大阪市住之江区新北島1丁目4番17-201号 ③訪問介護（平成23年2月1日） 居宅介護支援（平成23年2月1日） 介護予防訪問介護（平成23年2月1日）

①（旧）：親和 （新）：親和リフォーム ②大阪市住吉区沢之町1丁目11番17-201号 ③福祉用具貸与（平成23年3月1日） 特定福祉用具販売（平成23年3月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成23年3月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成23年3月1日）

①フォーユー介護サービス ②（旧）：大阪市住吉区荻田8丁目11番20号 （新）：大阪市住吉区我孫子東2丁目4番25号 ③訪問介護（平成23年3月1日） 介護予防訪問介護（平成23年3月1日）

①福祉用具レンタルサービス恵楽苑 ②（旧）：大阪市住吉区山之内1丁目17番1号 （新）：大阪市住吉区沢之町1丁目1番2号 ③福祉用具貸与（平成23年4月1日） 特定福祉用具販売（平成23年4月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成23年4月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成23年4月1日）

①訪問介護サービスステーション恵楽苑 ②（旧）：大阪市住吉区山之内1丁目17番1号 （新）：大阪市住吉区沢之町1丁目1番2号 ③訪問介護（平成

23年4月1日) 介護予防訪問介護(平成23年4月1日)

①南大阪ケアプランセンター ②(旧):大阪市住吉区我孫子1丁目5番26号  
(新):大阪市住吉区我孫子1丁目5番14号 ③居宅介護支援(平成22年8月25日)

①南大阪ヘルパーセンター ②(旧):大阪市住吉区我孫子1丁目5番26号  
(新):大阪市住吉区我孫子1丁目5番14号 ③訪問介護(平成22年8月25日) 介護予防訪問介護(平成22年8月25日)

①(旧):ニチイのほほえみ平野北 (新):ニチイケアセンター平野北認知  
症対応型共同生活介護 ②大阪市平野区平野北2丁目14番6号 ③認知症対応  
型共同生活介護(平成23年4月1日) 介護予防認知症対応型共同生活介護  
(平成23年4月1日)

①ヘルパーサービスアスカ ②(旧):大阪市西成区岸里東1丁目7番4-B206号  
(新):大阪市西成区岸里東1丁目7番4号 ③訪問介護(平成22年1月25日) 介護予防訪問介護(平成22年1月25日)

(健康福祉局生活福祉部保護課)

#### 大阪市告示第608号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別(廃止年月日)

①エルケア株式会社エルケア大阪入浴センター ②大阪市港区三先2丁目12番16号 ③訪問入浴介護(平成23年3月31日) 介護予防訪問入浴介護(平成23年3月31日)

①そよかぜ介護サービス ②大阪市淀川区野中北2丁目4番8号 ③訪問介護(平成23年4月1日)

①ヘルパーステーションリアン ②大阪市淀川区東三国4丁目14番28号 ③訪問介護(平成23年3月31日) 介護予防訪問介護(平成23年3月31日)

①ヒーリングネットケアプランセンター ②大阪市東淀川区豊新5丁目17番6号 ③居宅介護支援(平成23年3月31日)

①ヒーリングネット訪問介護ステーション ②大阪市東淀川区豊新5丁目17番6号 ③訪問介護(平成23年3月31日) 介護予防訪問介護(平成23年3月31日)

①そよ風訪問看護ステーション ②大阪市生野区新今里6丁目13番10号 ③訪問看護(平成23年3月31日) 居宅療養管理指導(平成23年3月31日) 介護

予防居宅療養管理指導（平成23年3月31日） 介護予防訪問看護（平成23年3月31日）

①古川歯科医院 ②大阪市生野区巽東2丁目11番21号 ③居宅療養管理指導（平成23年2月28日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年2月28日）

①エルケア阿倍野入浴センター ②大阪市阿倍野区阪南町1丁目45番3号 ③訪問入浴介護（平成23年3月31日） 介護予防訪問入浴介護（平成23年3月31日）

①ケアプランセンター恵楽苑 ②大阪市住吉区山之内1丁目17番1号 ③居宅介護支援（平成20年10月1日）

①ケアプランセンター恵楽苑第二 ②大阪市住吉区山之内1丁目17番1号 ③居宅介護支援（平成22年10月1日）

①宮脇歯科診療所 ②大阪市東住吉区湯里2丁目18番24号 ③訪問看護（平成23年3月31日） 訪問リハビリテーション（平成23年3月31日） 居宅療養管理指導（平成23年3月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年3月31日）

①葵クリニック ②大阪市平野区平野北2丁目14番6号 ③訪問看護（平成23年1月31日） 訪問リハビリテーション（平成23年1月31日） 居宅療養管理指導（平成23年1月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年1月31日） 介護予防訪問看護（平成23年1月31日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成23年1月31日）

①医療法人土生医院 ②大阪市西成区天下茶屋1丁目11番8号 ③訪問看護（平成23年3月31日） 訪問リハビリテーション（平成23年3月31日） 居宅療養管理指導（平成23年3月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年3月31日） 介護予防訪問看護（平成23年3月31日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成23年3月31日）

①訪問介護ステーションまごのて ②大阪市西成区梅南1丁目2番26-906号 ③訪問介護（平成23年3月31日）

（健康福祉局生活福祉部保護課）

## 大阪市告示第609号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術者を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ② 施術所名 ③ 所在地 ④ 指定年月日

①山岡洋祐 ②けまばし鍼灸整骨院 ③大阪市都島区毛馬町1丁目4番15号

- ④平成23年4月1日  
①小松原博昭 ②げんき鍼灸整骨院 ③大阪市福島区吉野3丁目21番19-101号  
④平成23年3月22日  
①末次和也 ②ゆめ整骨院 ③大阪市福島区吉野2丁目10番18号 ④平成23年4月1日  
①三谷勇人 ②訪問マッサージさくら ③大阪市中心区南船場1丁目8番11-804号 ④平成23年3月6日  
①栗本秋 ②クリモト整骨院 ③大阪市西区立売堀2丁目3番26号 ④平成23年3月25日  
①吉田康治 ②（往療専門） ③大阪市西区北堀江1丁目20番13号 ④平成23年4月1日  
①尾曲圭祐 ②にこやか整骨院 ③大阪市港区八幡屋2丁目2番1号 ④平成23年3月1日  
①網野悟 ②あみの鍼灸整骨院 ③大阪市天王寺区上之宮町11番10-102号 ④平成23年4月1日  
①内田完重 ②Gabaiグループ旭陽鍼灸接骨院 ③大阪市淀川区西中島6丁目7番10-206号 ④平成23年4月1日  
①遠藤雄次 ②えんどう整骨院 ③大阪市淀川区三国本町2丁目13番2号 ④平成23年4月8日  
①東勇樹 ②クレアーレ整骨院淡路 ③大阪市東淀川区淡路4丁目34番26号 ④平成23年3月1日  
①石原立也 ②笑み鍼灸整骨院 ③大阪市東淀川区豊里5丁目9番3-101号 ④平成23年4月1日  
①田中勝平 ②タオ整骨院下新庄院 ③大阪市東淀川区下新庄5丁目2番18号 ④平成23年4月1日  
①坪明弘 ②タオ整骨院江口院 ③大阪市東淀川区小松4丁目12番30号 ④平成23年3月14日  
①中森謙治 ②ハートフル整骨院 ③大阪市生野区鶴橋2丁目18番10号 ④平成23年3月31日  
①中森謙治 ②くすのき鍼灸院 ③大阪市生野区鶴橋2丁目18番10号 ④平成23年3月31日  
①畑久雄 ②らいふマッサージ治療院生野店 ③大阪市生野区巽北2丁目5番34-302号 ④平成23年3月22日  
①藤波孝徳 ②ふじなみ鍼灸院 ③大阪市旭区新森2丁目3番7号 ④平成23年3月16日  
①藤波孝徳 ②ふじなみ整骨院 ③大阪市旭区新森2丁目3番7号 ④平成23年3月16日  
①越智洋介 ②せせらぎ整骨院 ③大阪市城東区森之宮2丁目7番103号 ④平成23年4月1日  
①田中邦明 ②たなか鍼灸整骨院 ③大阪市城東区永田3丁目2番25-112号

- ④平成23年2月17日
- ①山根翼 ②つばさ鍼灸整骨院 ③大阪市鶴見区放出東3丁目6番7号 ④平成23年4月1日
- ①森佳子 ②もり鍼灸マッサージ院 ③大阪市阿倍野区天王寺町北3丁目18番34号 ④平成23年4月1日
- ①金恵子 ②あさがおマッサージ治療院 ③大阪市住之江区北加賀屋1丁目11番5号 ④平成23年3月16日
- ①名取智昭 ②セントラル接骨院 ③大阪市住之江区西住之江1丁目1番21号 ④平成23年4月1日
- ①赤松和雅 ②いぶき鍼灸整骨院 ③大阪市住吉区我孫子西2丁目2番2号 ④平成22年9月1日
- ①日下絵美 ②鍼灸按摩マッサージ院つむぎ ③大阪市住吉区東粉浜3丁目9番15号 ④平成23年3月24日
- ①濱中真人 ②フロンティア鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区長居2丁目1番12-204号 ④平成23年4月1日
- ①梅田俊彦 ②梅田整骨院 ③大阪市東住吉区駒川1丁目10番22号 ④平成23年4月1日
- ①杉本睦喜 ②一本杉マッサージ鍼灸治療院 ③大阪市東住吉区今川4丁目18番24-301号 ④平成23年3月7日
- ①丸田元気 ②のぞみ整骨院 ③大阪市東住吉区北田辺4丁目17番1号 ④平成23年4月1日
- ①岩村晃大 ②加美駅前整骨院 ③大阪市平野区加美鞍作1丁目4番5号 ④平成23年3月18日
- ①河下卓也 ②河下整骨鍼灸院 ③大阪市平野区瓜破3丁目2番63号 ④平成23年4月8日
- ①野田克之 ②のだ鍼灸整骨院 ③大阪市平野区平野西4丁目7番12-103号 ④平成23年4月4日
- ①瀧岡佳央 ②なかよし整骨院 ③大阪市西成区千本北1丁目20番11号 ④平成23年4月1日
- ①堀淵奈美 ②ビックリ整骨院 ③大阪市西成区鶴見橋1丁目12番6号 ④平成23年2月1日

(大阪市健康福祉局生活福祉部保護課)

#### 大阪市告示第610号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定施術者から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①森脇 康之 ②もりわき施術所 ③(旧)：大阪市北区浪花町9番1号  
(新)：大阪市北区浪花町10番14-401号 ④平成23年4月6日

①坂本 世志美 ②(旧)：在宅訪問マッサージあいの手 (新)：くらい訪問鍼灸マッサージ ③大阪市福島区大開1丁目9番1号 ④平成23年2月1日

①鈴木 浩 ②(旧)：在宅マッサージ楽楽 (新)：在宅マッサージ ナカヒラ ③大阪市住吉区荻田10丁目6番32-913号 ④平成23年4月1日

(大阪市健康福祉局生活福祉部保護課)

**大阪市告示第611号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定施術者から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①浅本はつ子 ②風雅堂 ③大阪市北区菅栄町1番10-101号 ④平成23年3月31日

①増田泰宏 ②ちお整骨院 ③大阪府中央区心斎橋筋1丁目4番4号 ④平成23年2月28日

①山田剛史 ②にこやか整骨院 ③大阪府港区八幡屋2丁目2番1号 ④平成23年2月28日

①舟木義崇 ②舟木鍼灸整骨院 ③大阪府淀川区塚本4丁目11番6号 ④平成23年3月31日

①西村志郎 ②タオ整骨院 ③大阪府東淀川区下新庄5丁目2番18号 ④平成23年3月31日

①堀田卓 ②クレーレ整骨院淡路 ③大阪府東淀川区淡路4丁目34番26号 ④平成23年2月28日

①北野吉廣 ②北野整骨院 ③大阪府生野区巽中4丁目19番8号 ④平成23年3月31日

①福田拓哉 ②セントラル接骨院 ③大阪府住之江区西住之江1丁目1番21号 ④平成23年4月1日

①荒川昇吾 ②いぶき鍼灸整骨院 ③大阪府住吉区我孫子西2丁目2番2号 ④平成22年8月31日

①谷上正彦 ②くわづピース整骨院 ③大阪府東住吉区桑津5丁目3番6号

④平成23年 1 月31日

①山田剛史 ②ビックリ整骨院 ③大阪市西成区鶴見橋 1 丁目12番 6 号 ④平成23年 2 月 1 日

(大阪市健康福祉局生活福祉部保護課)

## 大阪市告示第612号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定する。

平成23年 5 月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当する障害の種類 ⑤指定年月日

①安原 章浩 ②大阪厚生年金病院 ③福島区福島四丁目 2-78 ④腎臓機能障害 ⑤平成23年 5 月 1 日

①渡邊 学 ②大阪府立急性期・総合医療センター ③住吉区万代東三丁目 1-56 ④音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤平成23年 5 月 1 日

①西垣 敏紀 ②大阪警察病院 ③天王寺区北山町10-31 ④肢体不自由 ⑤平成23年 5 月 1 日

①田中 宏 ②東住吉森本病院 ③東住吉区鷹合三丁目 2-66 ④ぼうこう又は直腸機能障害 ⑤平成23年 5 月 1 日

①岡田 晃一 ②城東中央病院 ③城東区鳴野西五丁目13-47 ④腎臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害 ⑤平成23年 5 月 1 日

①辻 晋吾 ②大阪船員保険病院 ③港区築港一丁目 8-30 ④肝臓機能障害 ⑤平成23年 5 月 1 日

①山元 博義 ②大阪船員保険病院 ③港区築港一丁目 8-30 ④心臓機能障害 ⑤平成23年 5 月 1 日

①菅原 照 ②大阪赤十字病院 ③天王寺区筆ヶ崎町 5-30 ④腎臓機能障害 ⑤平成23年 5 月 1 日

①南方 竜也 ②大阪府済生会野江病院 ③城東区今福東二丁目 2-33 ④肢体不自由 ⑤平成23年 5 月 1 日

①真貝 佳代子 ②住友病院 ③北区中之島五丁目 3-20 ④聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤平成23年 5 月 1 日

①村上 理子 ②大阪府済生会中津病院 ③北区芝田二丁目10-39 ④肢体不自由、音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤平成23年 5 月 1 日

①塩見 正司 ②石井記念愛染園 附属愛染橋病院 ③浪速区日本橋五丁目16-15 ④肢体不自由 ⑤平成23年 5 月 1 日

①中野 友明 ②淀川キリスト教病院 ③東淀川区淡路二丁目 9-26 ④聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤平成23年 5 月 1 日

①吉田 俊子 ②淀川キリスト教病院 附属腎クリニック ③東淀川区淡路二

丁目3-34 ④腎臓機能障害 ⑤平成23年5月1日

(大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター 相談課)

#### 大阪市告示第613号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④主たる医師の氏名 ⑤指定年月日

①葛西形成外科 ②中央区本町三丁目6-4本町ガーデンシティ2F ③形成外科 ④葛西 健一郎 ⑤平成23年2月1日

(大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター 相談課)

#### 大阪市告示第614号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④指定年月日

①訪問看護ステーションほほえみ ②西淀川区大和田三丁目8-17グランピア千船2階 ③訪問看護 ④平成23年5月1日

①訪問看護ステーション・コスモス ②西淀川区野里三丁目6-8福島瑠瑯西淀ビル3F ③訪問看護 ④平成23年5月1日

(大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター 相談課)

#### 大阪市告示第615号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④指定年月日

①はな薬局野田店 ②福島区大開三丁目1-2野田パークマンション124号 ③調剤 ④平成23年5月1日

①コトブキ薬局 ドーム前店 ②西区境川一丁目1-15 1階 ③調剤 ④平成23年5月1日

①やすらぎ薬局 毛馬店 ②都島区毛馬町二丁目9-27 ③調剤 ④平成23年5月1日

①スギ薬局 堺筋本町店 ②中央区本町一丁目5-6大阪山甚ビル1階 ③調剤 ④平成23年5月1日

①スギ薬局 扇町店 ②北区天神橋三丁目8-23コア扇町1階 ③調剤 ④平成23年5月1日

①古今堂薬局 ②住吉区我孫子一丁目7-7 ③調剤 ④平成23年5月1日

(大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター 相談課)



## 大阪市告示第616号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、大阪市公園条例第9条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

## 1 臨時開場

| 施設名      | 月 日           | 供用時間         |
|----------|---------------|--------------|
| 長居球技場練習室 | 平成23年6月6日（月）  | 午前9時から午後5時まで |
|          | 平成23年6月13日（月） |              |
|          | 平成23年6月20日（月） |              |
|          | 平成23年6月27日（月） |              |

## 2 供用時間の変更

| 施設名                                 | 月 日                           | 供用時間         |
|-------------------------------------|-------------------------------|--------------|
| 長居陸上競技場<br>（トレーニング場及び<br>長距離走路を除く。） | 平成23年6月4日（土）から<br>同月5日（日）まで   | 午前8時から午後9時まで |
|                                     | 平成23年6月15日（水）から<br>同月19日（日）まで | 午前7時から午後9時まで |
|                                     | 平成23年6月24日（金）から<br>同月26日（日）まで |              |
| 長居第2陸上競技場                           | 平成23年6月4日（土）から<br>同月5日（日）まで   | 午前7時から午後9時まで |
|                                     | 平成23年6月15日（水）から<br>同月19日（日）まで |              |
|                                     | 平成23年6月24日（金）から<br>同月26日（日）まで |              |

|                    |                               |                 |
|--------------------|-------------------------------|-----------------|
| 長居球技場              | 平成23年6月15日（水）                 | 午前7時から翌日午前0時まで  |
|                    | 平成23年6月22日（水）                 |                 |
| 長居相撲場              | 平成23年6月15日（水）                 | 午前7時から翌日午前0時まで  |
|                    | 平成23年6月22日（水）                 |                 |
| 長居陸上競技場<br>トレーニング場 | 平成23年6月1日（水）から<br>同月4日（土）まで   | 午前9時から午後9時30分まで |
|                    | 平成23年6月5日（日）                  | 午前9時から午後6時まで    |
|                    | 平成23年6月7日（火）から<br>同月11日（土）まで  | 午前9時から午後9時30分まで |
|                    | 平成23年6月12日（日）                 | 午前9時から午後6時まで    |
|                    | 平成23年6月14日（火）から<br>同月18日（土）まで | 午前9時から午後9時30分まで |
|                    | 平成23年6月19日（日）                 | 午前9時から午後6時まで    |
|                    | 平成23年6月21日（火）から<br>同月25日（土）まで | 午前9時から午後9時30分まで |
|                    | 平成23年6月26日（日）                 | 午前9時から午後6時まで    |
|                    | 平成23年6月28日（火）から<br>同月30日（木）まで | 午前9時から午後9時30分まで |
|                    | 平成23年6月1日（水）から<br>同月3日（金）まで   | 午前9時から午後10時まで   |
| 長居庭球場              | 平成23年6月6日（月）から<br>同月10日（金）まで  | 午前9時から午後10時まで   |
|                    | 平成23年6月13日（月）から<br>同月17日（金）まで | 午前9時から午後10時まで   |
|                    | 平成23年6月20日（月）から<br>同月24日（金）まで | 午前9時から午後10時まで   |
|                    | 平成23年6月27日（月）から<br>同月30日（木）まで | 午前9時から午後10時まで   |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)



## 大阪市告示第617号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名      | 月 日           | 供用時間         |
|----------|---------------|--------------|
| 鞆テニスセンター | 平成23年6月6日（月）  | 午前9時から午後9時まで |
|          | 平成23年6月13日（月） |              |
|          | 平成23年6月20日（月） |              |
|          | 平成23年6月27日（月） |              |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

### 大阪市告示第618号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名    | 月 日           | 供用時間         |
|--------|---------------|--------------|
| 大阪城弓道場 | 平成23年6月6日（月）  | 午前9時から午後9時まで |
|        | 平成23年6月13日（月） |              |
|        | 平成23年6月20日（月） |              |
|        | 平成23年6月27日（月） |              |

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

### 大阪市告示第619号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

#### 1. 臨時開場

| 施設名                 | 月 日           | 供用時間         |
|---------------------|---------------|--------------|
| 大阪市中央体育館<br>トレーニング場 | 平成23年6月20日（月） | 午後6時から午後8時まで |

#### 2. 供用時間の変更

| 施設名               | 月 日           | 供用時間            |
|-------------------|---------------|-----------------|
| 大阪市中央体育館<br>第1体育場 | 平成23年6月9日（木）  | 午前7時から午後9時まで    |
|                   | 平成23年6月15日（水） | 午前7時30分から午後9時まで |
|                   | 平成23年6月16日（木） | 午前8時から午後9時まで    |
|                   | 平成23年6月19日（日） | 午前7時30分から午後9時まで |
|                   | 平成23年6月27日（月） | 午前7時から午後9時まで    |
|                   | 平成23年6月28日（火） | 午前8時から午後9時まで    |

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

### 大阪市告示第620号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名        | 月 日           | 供用時間         |
|------------|---------------|--------------|
| 大阪市立東淀川体育館 | 平成23年6月20日（月） | 午前9時から午後9時まで |

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

### 大阪市告示第621号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名                        | 月 日                                                             | 供用時間               |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------|
| 大阪市立<br>北スポーツセンター<br>第1体育場 | 平成23年6月6日（月）<br>平成23年6月13日（月）<br>平成23年6月20日（月）<br>平成23年6月27日（月） | 午後0時30分から午後5時20分まで |
| 大阪市立<br>北スポーツセンター<br>第2体育場 |                                                                 |                    |
| 大阪市立<br>北スポーツセンター<br>多目的室  |                                                                 | 午後1時から午後5時45分まで    |
|                            |                                                                 |                    |

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

### 大阪市告示第622号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名                        | 月 日           | 供用時間               |
|----------------------------|---------------|--------------------|
| 大阪市立<br>旭スポーツセンター<br>第1体育場 | 平成23年6月6日（月）  | 午後3時30分から午後9時30分まで |
|                            | 平成23年6月13日（月） |                    |
|                            | 平成23年6月20日（月） |                    |
|                            | 平成23年6月27日（月） |                    |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)



## 大阪市告示第623号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名                         | 月 日           | 供用時間             |
|-----------------------------|---------------|------------------|
| 大阪市立<br>阿倍野スポーツセンター<br>多目的室 | 平成23年6月6日（月）  | 午前10時30分から午後3時まで |
|                             | 平成23年6月13日（月） |                  |
|                             | 平成23年6月20日（月） |                  |
|                             | 平成23年6月27日（月） |                  |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)



## 大阪市告示第624号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名                          | 月 日                                                             | 供用時間                               |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 大阪市立<br>東住吉スポーツセンター<br>第1体育場 | 平成23年6月6日（月）<br>平成23年6月13日（月）<br>平成23年6月20日（月）<br>平成23年6月27日（月） | 午前9時から午後1時まで<br>及び午後4時から午後9時まで     |
| 大阪市立<br>東住吉スポーツセンター<br>第2体育場 |                                                                 | 午前9時から午後3時まで<br>及び午後5時30分から午後9時まで  |
| 大阪市立<br>東住吉スポーツセンター<br>多目的室  |                                                                 | 午前9時から午前12時まで<br>及び午後4時30分から午後7時まで |
|                              |                                                                 |                                    |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

## 大阪市告示第625号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第3項の規定の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名     | 月 日           | 供用時間         |
|---------|---------------|--------------|
| 大阪市立修道館 | 平成23年6月4日（土）  | 午前9時から午後9時まで |
|         | 平成23年6月11日（土） |              |
|         | 平成23年6月18日（土） |              |
|         | 平成23年6月25日（土） |              |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

## 大阪市告示第626号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

## 1. 臨時開場

| 施設名                         | 月 日           | 供用時間         |
|-----------------------------|---------------|--------------|
| 大阪市立扇町プール<br>水泳場（25メートルプール） | 平成23年6月1日（水）  | 午後3時から午後6時まで |
|                             | 平成23年6月8日（水）  |              |
|                             | 平成23年6月15日（水） |              |
|                             | 平成23年6月22日（水） |              |
|                             | 平成23年6月29日（水） |              |

## 2. 供用時間の変更

| 施設名                                           | 月 日                          | 供用時間              |
|-----------------------------------------------|------------------------------|-------------------|
| 大阪市立扇町プール<br>水泳場（25メートルプール）<br>トレーニング場<br>体育場 | 平成23年6月1日（水）から<br>同月30日（木）まで | 午前9時から午後10<br>時まで |

|                                                        |  |  |
|--------------------------------------------------------|--|--|
| 大阪市立下福島プール<br>水泳場（25メートルプール）<br>トレーニング場                |  |  |
| 備考<br>休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日は除く。 |  |  |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

**大阪市告示第627号**

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名                         | 月 日                           | 供用時間         |
|-----------------------------|-------------------------------|--------------|
| 大阪市立大阪プール<br>水泳場（50メートルプール） | 平成23年6月11日（土）から<br>同月12日（日）まで | 午前8時から午後9時まで |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

**大阪市告示第628号**

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

**1. 臨時開場**

| 施設名                         | 月 日           | 供用時間                                |
|-----------------------------|---------------|-------------------------------------|
| 大阪市立<br>浪速屋内プール<br>アイススケート場 | 平成23年6月6日（月）  | 午前6時15分から翌日午前2時まで                   |
|                             | 平成23年6月13日（月） | 午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前2時まで |
|                             | 平成23年6月20日（月） |                                     |
|                             | 平成23年6月27日（月） |                                     |

## 2. 供用時間の変更

| 施設名                         | 月 日                           | 供用時間                                   |
|-----------------------------|-------------------------------|----------------------------------------|
| 大阪市立<br>浪速屋内プール<br>アイススケート場 | 平成23年6月1日（水）から<br>同月2日（木）まで   | 午前6時15分から翌日午前0時15分まで                   |
|                             | 平成23年6月3日（金）                  | 午前6時15分から翌日午前2時まで                      |
|                             | 平成23年6月4日（土）                  | 午前6時30分から翌日午前1時45分まで                   |
|                             | 平成23年6月5日（日）                  | 午前6時から午後10時30分まで                       |
|                             | 平成23年6月7日（火）                  | 午前6時15分から翌日午前2時まで                      |
|                             | 平成23年6月8日（水）から<br>同月9日（木）まで   | 午前6時15分から翌日午前0時15分まで                   |
|                             | 平成23年6月10日（金）                 | 午前6時15分から翌日午前3時45分まで                   |
|                             | 平成23年6月11日（土）                 | 午前6時30分から翌日午前1時45分まで                   |
|                             | 平成23年6月12日（日）                 | 午前6時から午後10時30分まで                       |
|                             | 平成23年6月14日（火）                 | 午前6時15分から翌日午前0時15分まで                   |
|                             | 平成23年6月15日（水）                 | 午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前2時まで    |
|                             | 平成23年6月16日（木）                 | 午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前0時15分まで |
|                             | 平成23年6月17日（金）                 | 午前6時15分から翌日午前2時まで                      |
|                             | 平成23年6月18日（土）                 | 午前6時30分から翌日午前2時まで                      |
|                             | 平成23年6月19日（日）                 | 午前6時から午後10時30分まで                       |
|                             | 平成23年6月21日（火）                 | 午前6時15分から翌日午前0時15分まで                   |
|                             | 平成23年6月22日（水）                 | 午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前2時まで    |
|                             | 平成23年6月23日（木）                 | 午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前0時15分まで |
|                             | 平成23年6月24日（金）                 | 午前6時15分から翌日午前2時まで                      |
|                             | 平成23年6月25日（土）                 | 午前6時30分から翌日午前2時まで                      |
|                             | 平成23年6月26日（日）                 | 午前6時から午後10時30分まで                       |
|                             | 平成23年6月28日（火）                 | 午前6時30分から翌日午前0時15分まで                   |
|                             | 平成23年6月29日（水）から<br>同月30日（木）まで | 午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前0時15分まで |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

### 大阪市告示第629号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名                           | 月 日                           | 供用時間                |
|-------------------------------|-------------------------------|---------------------|
| 大阪市立淀川屋内プール<br>水泳場<br>トレーニング場 | 平成23年6月1日（水）                  | 午前9時から午後9時45分<br>まで |
|                               | 平成23年6月3日（金）                  |                     |
|                               | 平成23年6月4日（土）から<br>同月5日（日）まで   | 午前9時から午後7時30分<br>まで |
|                               | 平成23年6月6日（月）から<br>同月8日（水）まで   | 午前9時から午後9時45分<br>まで |
|                               | 平成23年6月10日（金）                 |                     |
|                               | 平成23年6月11日（土）から<br>同月12日（日）まで | 午前9時から午後7時30分<br>まで |
|                               | 平成23年6月13日（月）から<br>同月15日（水）まで | 午前9時から午後9時45分<br>まで |
|                               | 平成23年6月17日（金）                 |                     |
|                               | 平成23年6月18日（土）から<br>同月19日（日）まで | 午前9時から午後7時30分<br>まで |
|                               | 平成23年6月20日（月）から<br>同月22日（水）まで | 午前9時から午後9時45分<br>まで |
|                               | 平成23年6月24日（金）                 |                     |
|                               | 平成23年6月25日（土）から<br>同月26日（日）まで | 午前9時から午後7時30分<br>まで |
|                               | 平成23年6月27日（月）から<br>同月29日（水）まで | 午前9時から午後9時45分<br>まで |

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

### 大阪市告示第630号

次の施設について、大阪市プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名                   | 月 日           | 供用時間          |
|-----------------------|---------------|---------------|
| 大阪市立<br>旭屋内プール<br>水泳場 | 平成23年6月7日（火）  | 午前10時から午後1時まで |
|                       | 平成23年6月21日（火） |               |
|                       | 平成23年6月28日（火） |               |

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

### 大阪市告示第631号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名                    | 月 日                          | 供用時間              |
|------------------------|------------------------------|-------------------|
| 大阪市立住吉屋内プール<br>トレーニング場 | 平成23年6月1日（水）から<br>同月30日（木）まで | 午前9時から午後11<br>時まで |
| 備考<br>休館日を除く。          |                              |                   |

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

### 大阪市告示第632号

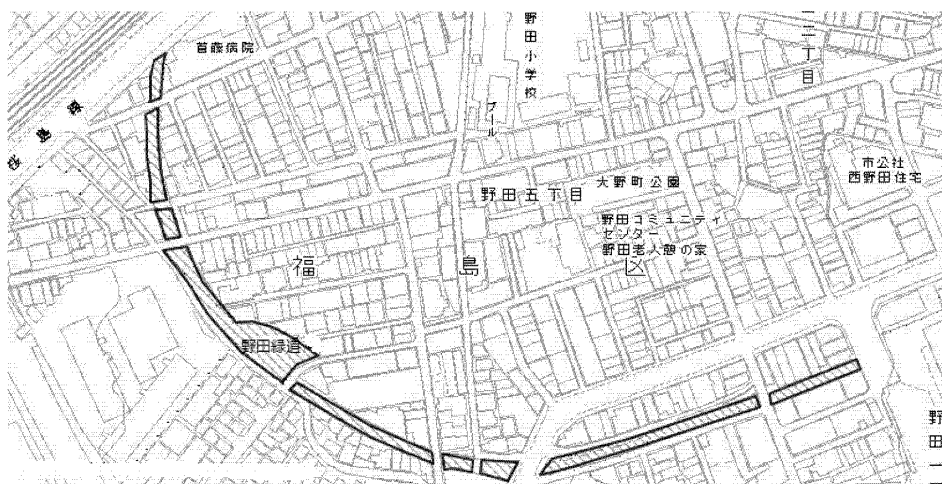
昭和51年大阪市告示第733号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正し、平成23年6月1日から施行する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

別図3-23を次のように改める（別掲）

#### 3-23 野田緑道



（ゆとりとみどり振興局緑化推進部管理課）

**大阪市告示第633号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名   | 受託者          | 委託事務     | 委託期間                         |
|-------|--------------|----------|------------------------------|
| 城北菖蒲園 | 中央保安警備保障株式会社 | 使用料の徴収業務 | 平成23年5月28日から<br>平成23年6月26日まで |

（ゆとりとみどり振興局緑化推進部 城北公園事務所）

**大阪市告示第634号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり

（大阪市西淀川区歌島三丁目37番1、37番3の各一部）

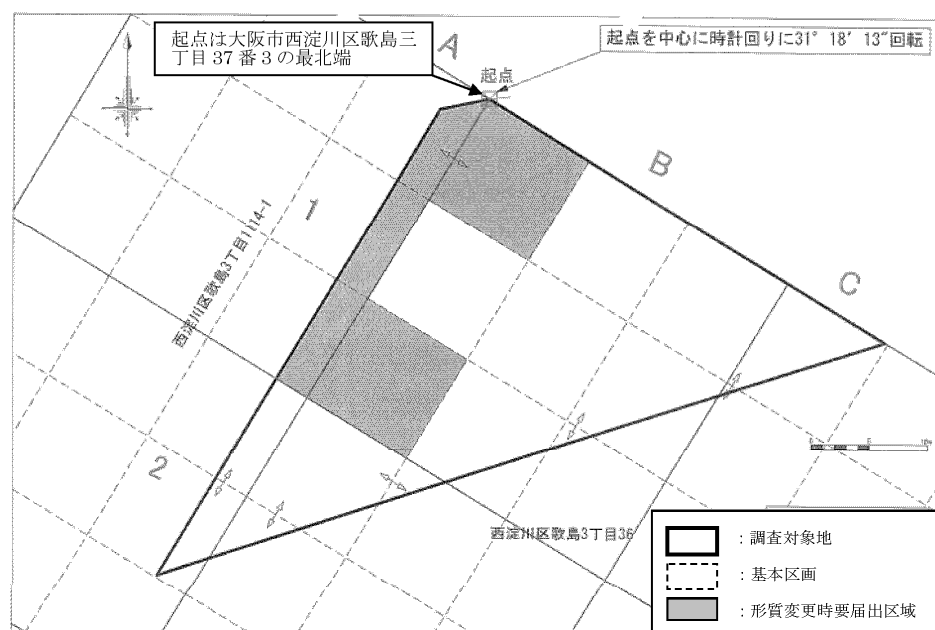
2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、シアン化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称

シアン化合物

## 別 図



(環境局環境管理部環境管理課)

## 大阪市告示第635号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第28条第3項の規定により事後調査報告書の提出を受けたが、その概要は次の1のとおりである。

条例第28条第4項の規定による事後調査報告書の写しの縦覧については次の2のとおりとする。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

## 1 事後調査報告書の概要

## (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 大阪市 大阪市長 平松 邦夫

大阪市北区中之島1丁目3番20号

イ 東急不動産株式会社 代表取締役 金指 潔

東京都渋谷区道玄坂1丁目21番2号

## (2) 対象事業の名称

阿倍野地区第二種市街地再開発事業A2棟建設事業

## (3) 対象事業を実施した区域

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目、2丁目及び旭町1丁目、2丁目

## 2 事後調査報告書の写しの縦覧

## (1) 縦覧に供する場所

ア 大阪市環境局環境管理部

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルO's 棟南館5階  
イ 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）  
大阪市鶴見区緑地公園2番135号

(2) 縦覧期間

平成23年5月27日（金）から同年6月27日（月）まで

(3) 縦覧時間

ア 大阪市環境局環境管理部

日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

イ 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）

月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）を除く午前10時から午後8時  
30分まで（日曜日、土曜日、祝日の場合は午後5時まで）

（環境局環境管理部環境管理課）

大阪市告示第636号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第71条の3第15項において準用する同条第12項の規定により、大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業の変更に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所7階）

大阪市都市整備局 まちづくり事業部 区画整理課

2 縦覧時間

午前9時から午後5時30分まで

（大阪市の休日を定める条例第1条第1項に掲げる日を除く。）

（都市整備局まちづくり事業部区画整理課）

大阪市告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年6月10日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No. | 種 類                | 場 所            |
|-----|--------------------|----------------|
| 1   | 普通自動車<br>(マツダ 白色)  | 城東区鳴野西5丁目12番先  |
| 2   | 普通自動車<br>(ダイハツ 黒色) | 平野区長吉長原東3丁目2番先 |
| 3   | 普通自動車<br>(ニッサン 白色) | 平野区長吉長原東3丁目2番先 |

(建設局管理部路政課)

### 大阪市告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年6月10日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 路 線 名   | 除 却 実 施 場 所           |
|---------|-----------------------|
| 市道大阪臨海線 | 福 島 区 玉 川 2 丁 目 1 番 先 |
| 市道大阪臨海線 | 福 島 区 玉 川 1 丁 目 8 番 先 |

(建設局管理部路政課)

### 大阪市告示第639号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第3条第2項の規定により、次のとおり休業日の変更及び臨時休業を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名                | 変更内容                                   |
|--------------------|----------------------------------------|
| 舞洲運動広場<br>(球技場：芝面) | 平成23年6月1日（水）から平成23年7月1日<br>(金)を休場日とする。 |

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 舞洲野球場 | 平成23年6月2日（木）を休場日とする。  |
|       | 平成23年6月3日（金）を休場日とする。  |
|       | 平成23年6月7日（火）を開場日とする。  |
|       | 平成23年6月14日（火）を開場日とする。 |
|       | 平成23年6月21日（火）を開場日とする。 |
|       | 平成23年6月22日（水）を休場日とする。 |

(港湾局総務部集客施設担当)

### 大阪市告示第640号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の指定取消しの決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 金融機関名                | 店舗名  | 所 在 地                                | 取消日            | 継承店        |
|----------------------|------|--------------------------------------|----------------|------------|
| 株式会社<br>関西アーバン<br>銀行 | 大阪支店 | 〒541-0042<br>大阪府大阪市中央区今橋<br>3丁目2番20号 | 平成23年<br>6月13日 | 堺筋本町<br>支店 |

(会計室会計管理担当)

### 大阪市（消）告示第20号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同法第17条の4第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月17日

大阪市消防長 岡 武 男

- 1 防火対象物の所在地  
大阪市浪速区難波中2丁目9番5号
- 2 防火対象物の名称  
なんば南酒場情熱ホルモン
- 3 命令を受けた者の氏名
  - (1) 小山 芳幸
  - (2) 株式会社かわべフードサービス 代表取締役 川邊 清
- 4 命令事項

平成23年7月12日までに、2階に避難器具を設置すること

5 命令年月日

平成23年5月12日

(消防局予防部予防課)

(平23. 5. 17揭示済)

大阪市水道局告示第29号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年5月27日

大阪市水道局長 井 上 裕 之

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

- |                |        |
|----------------|--------|
| ① 水道メータ(1)13mm | 8,000個 |
| ② 水道メータ(1)25mm | 8,000個 |
| ③ 水道メータ(1)40mm | 1,200個 |

以上、電子入札対象案件とする。

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 ① 平成23年11月30日

② 平成24年1月31日

③ 平成23年11月30日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 納入方法 入札説明書による。

(6) 入札方法 上記(1)①から③の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成23年6月15日（水）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこ

と

- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「28理化学機器」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、納入実績を有すること
- (6) 当該物品の納入に際し、所定の数量を確実に納入することができる体制が整備されていること
- (7) 納入しようとする物品が仕様書に定める条件を満たすこと
- (8) 当該物品について、日本国内において検査を行うことができ、水道局の求めに応じて検査及びアフターサービスを速やかに提供できる体制が整備されていること
- (9) 納入しようとする物品が水道局の承認を得たものであること。なお、承認を得ていない場合は、平成23年6月15日（水）までに水道局工務部給水課量水器事務所（電話06-6323-4149）に承認申請を行い、承認を得ること

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成23年6月15日（水）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成23年6月15日（水）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

#### 5 契約条項を示す場所

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎（旧大阪WTCビル）10階

大阪市水道局総務部管財課 電話 06-6616-5462

#### 6 入札執行の日時等

##### (1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成23年7月19日（火）から平成23年7月20日（水）までの午前9時から午後5時まで
- ② 開札予定日時 平成23年7月21日（木）午後1時30分
- ③ 場所 システム上とする。

##### (2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成23年7月21日（木）午後1時から午後1時30分まで
- ② 開札予定日時 平成23年7月21日（木）午後1時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第23条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は平成23年7月20日（水）午後5時までに必着のこと

## 7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第34条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年6月15日（水）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。  
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

## 9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 10 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 当該物品で今後調達が予想される数量及び入札公示の予定時期

平成23年8月頃

① 水道メータ(2)13mm 8,000個

② 水道メータ(2)40mm 1,000個

## 11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① Water meters (1) 13mm 8,000units

② Water meters (1) 25mm 8,000units

③ Water meters (1) 40mm 1,200units

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00 PM, 15 June 2011
- (3) The date and time for the submission of tenders:
- ① on the Osaka City Electronic Tender System:  
from 9:00AM, 19 July 2011 to 5:00PM, 20 July 2011
  - ② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 21 July 2011
  - ③ by post: 5:00PM, 20 July 2011
- (4) A contact point where tender documents are available:  
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007,  
TEL06-4395-7161

(水道局総務部管財課)

大阪市水道局告示第30号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年5月27日

大阪市水道局長 井 上 裕 之

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 修繕物品及び数量

- |                |         |
|----------------|---------|
| ① 水道メータ(A)13mm | 16,000個 |
| ② 水道メータ(A)25mm | 16,000個 |
| ③ 水道メータ(A)40mm | 1,400個  |
| ④ 水道メータ(A)50mm | 300個    |

以上、電子入札対象案件とする。

(2) 修繕物品の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期限 ① 平成23年11月30日

② 平成23年11月30日

③ 平成23年11月30日

④ 平成23年10月31日

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 履行方法 入札説明書による。

(6) 入札方法 上記(1)①から④の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、そ

の資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成23年6月15日（水）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「28理化学機器」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、修繕実績を有すること
- (6) 当該物品の修繕に際し、所定の数量を確実に履行することができる体制が整備されていること
- (7) 当該物品の修繕について、日本国内において検査を行うことができ、水道局の求めに応じて検査及びアフターサービスを速やかに提供できる体制が整備されていること
- (8) 当該物品の修繕に関して水道局の承認を得ていること。なお、承認を得ていない場合は、平成23年6月15日（水）までに水道局工務部給水課量水器事務所（電話06-6323-4149）に承認申請を行い、その能力について認められること

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成23年6月15日（水）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成23年6月15日（水）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

#### 5 契約条項を示す場所

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎（旧大阪WTCビル）10階

大阪市水道局総務部管財課 電話 06-6616-5462

#### 6 入札執行の日時等

##### (1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成23年7月19日（火）から平成23年7月20日（水）までの午前9時から午後5時まで

- ② 開札予定日時 平成23年7月21日（木）午後1時30分

③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成23年7月21日（木）午後1時から午後1時30分まで

② 開札予定日時 平成23年7月21日（木）午後1時30分

③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第23条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は平成23年7月20日（水）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第34条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年6月15日（水）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) 当該修繕物品で今後調達が予想される数量及び入札公示の予定時期  
平成23年8月頃

|                |         |
|----------------|---------|
| ① 水道メータ(B)13mm | 22,000個 |
| ② 水道メータ(B)25mm | 22,400個 |
| ③ 水道メータ(B)40mm | 1,600個  |
| ④ 水道メータ(B)50mm | 350個    |

# 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be repaired:

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ① Water meters (A) 13mm | 16,000units |
| ② Water meters (A) 25mm | 16,000units |
| ③ Water meters (A) 40mm | 1,400units  |
| ④ Water meters (A) 50mm | 300units    |

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00 PM, 15 June 2011

- (3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System:  
from 9:00AM, 19 July 2011 to 5:00PM, 20 July 2011
- ② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 21 July 2011
- ③ by post: 5:00PM, 20 July 2011

- (4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(水道局総務部管財課)

## 大阪市水道局告示第31号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の指定取消しをしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成23年5月27日

大阪市水道局長 井 上 裕 之

| 金融機関名        | 店 舗 名 |            | 所 在 地                | 廃止年月日          |
|--------------|-------|------------|----------------------|----------------|
| 関西アーバン<br>銀行 | 廃止店   | 大阪支店       | 大阪市中央区今橋3丁目2番<br>20号 | 平成23年<br>6月13日 |
|              | 引継店   | 堺筋本町<br>支店 | 大阪市中央区淡路町1丁目7<br>番3号 |                |

(水道局総務部経理課)

**大阪市病院局告示第6号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年5月27日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

[掲載順序]

**◎契約担当（所在地）**

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日  
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）  
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦  
随意契約の場合はその理由

**◎契約担当 病院局総務部経営課（大阪市都島区都島本通2丁目13番22号）**

①大阪市立総合医療センター 高精度放射線治療システム 一式 買入 ②  
一般 ③23. 3. 25 ④(株)たけびし 京都府京都市右京区西京極豆田町29 ⑤  
504, 000, 000円 ⑥23. 2. 4

(病院局総務部経営課)

**大阪市教育委員会告示第16号**

大阪市立大正図書館は、大阪市立図書館規則（昭和36年大阪市教育委員会規則第12号）第2条第3項の規定に基づき、平成23年7月1日（金）から同年9月30日（金）まで館内空調設備改修工事のため臨時休館する。

平成23年5月27日

大 阪 市 教 育 委 員 会

委員長 佐 藤 友美子

(教育委員会事務局 中央図書館)

**大阪市選挙管理委員会告示第15号**

平成23年4月10日執行の大阪市議会議員西成区選挙区一般選挙の選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成23年5月18日

大 阪 市 選 挙 管 理 委 員 会

委員長 小 林 喬

(選挙管理委員会事務局選挙課)

## 決 定 書

異議申出人 総代

大阪市西成区松1丁目7番24号

早瀬 博

大阪市西成区山王3丁目13番17号

布川 徹郎

大阪市西成区天下茶屋1丁目24番10号

伊関 要

上記各異議申出人（以下「申出人らという。」）から平成23年4月22日付けで申出があった同月10日執行の大阪市議会議員西成区選挙区一般選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議申出を棄却する。

## 第1 申出の要旨

申出人らは、当委員会に対し、本件選挙は無効である旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

その理由とするところは、概ね次のとおりである。

- 1 2007年3月29日に、大阪市は釜ヶ崎解放会館などの支援施設を住所として住民登録していた釜ヶ崎日雇労働者らの住民票を居住実態がないという理由で一斉に職権消除した。その後も大阪市は住所地に住めない多数の人を職権消除しているが、西成区内では、同区内に3ヶ月以上居住しているにもかかわらず住所がないために住民基本台帳に記録されず、選挙人名簿にも登録されないため、選挙権を行使できない者が数千人に上る数で存在する（要旨1）。
- 2 住所がなく住民基本台帳に記録されない者の選挙権行使を一律絶対的に排除する現行公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）の規定により実施された本件選挙は、国民は差別されることなく平等に選挙権を行使できることを定めた憲法第14条第1項並びに第15条第1項及び第3項に違反し、また国民の基本的人権の享有を規定する憲法11条にも違反する（要旨2）。
- 3 貧困ゆえ住居・住所を持たず住民登録できない人びとを排除して行われた本件選挙は、憲法に違反するものであり、公正な手続きで執行されたとはいえ到底言えない。公選法第205条第1項の「選挙の規定に違反する」とは、選挙の管理機関が選挙の管理執行につき遵守すべき手続に違反する場合を言うが、「選挙の規定」は必ずしも明文のものであることは必要なく、選挙が公正を欠いた手続で行われた場合も選挙法の精神に背いたものとして「選挙の規定」違反になると解される（要旨3）。

- 4 西成区選挙区の最下位当選者と最上位落選者との得票差は、わずか201票にすぎず、住所がないために違法に選挙権の行使から排除された人たちが、選挙法の問題に則って正当に選挙権を行使できていたとすれば、当落の結果が逆転する可能性があり、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある」場合に当てはまる（要旨4）。

## 第2 決定の理由

### 1 本件異議申出の要件

当委員会は、本件異議申出の要件を確認したところ、適法なものと認められたので、これを受理するものとした。

### 2 当委員会の判断

およそ選挙の効力に関する争訟においてその選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反して選挙が行われ、かつ、その規定違反によって選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られるものである。

この「選挙の規定に違反して」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は明文の規定に違反しなくても選挙の基本理念である自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたことであると解されている。（昭和24年7月13日最高裁判所大法廷判決、昭和27年12月4日最高裁判所第一小法廷判決）

そこで、この規定にのっとり、以下申出人らの主張を検討する。

#### (1) 要旨1から要旨3まで

ア 要旨1から要旨3までに係る申出人らの主張は、選挙人が選挙人名簿に登録されるための要件（以下「被登録資格」という。）として、当該選挙人が引き続いて3ヶ月以上の住民基本台帳への登録を要件としている現行の公選法のもとにおいては、そもそも住民基本台帳に登録されるための住所をもたない選挙人は、たとえ西成区内に3ヶ月居住している場合であっても選挙人名簿に登録されるための要件を満たすことができず、ひいては選挙権を行使することができないが、このような現行の公選法による本件選挙は公正を欠いた手続で行われたものであり、「選挙の規定」に違反する、というものである。

イ そこで以下に選挙人の被登録資格を住民基本台帳の記録と結びつけることの妥当性について検討する。

住民基本台帳については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）が成立したことに伴い、住民把握の方法を一元化し、住民に関するあらゆる事務処理の基礎となる公簿としての住民基本台帳の性格が明確化されるとともに、住民の居住関係が市町村のみならず、あらゆる関係執行機関により常時照合調査等によりチェックされ、相互補完により正確性が一層確保されることが期待されることとなった。

そして、実際、住民基本台帳の記録は、住基法の目的（第1条）、

市町村長の住民基本台帳の整備等の責務（第3条第1項）、住民の正確な届出義務（同条第3項）、選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知（第10条）、住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報（第12条の5）、住民基本台帳の脱漏等に関する市町村の委員会（地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会をいう。）の通報（第13条）、住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置（第14条）、住民基本台帳の市町村長による住民票の記載事項についての調査（第34条）等の諸規定にかんがみると、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであるといえる。

このような住民基本台帳制度の確立に伴い、昭和44年法律第30号による公選法改正により、選挙人名簿の登録を住民基本台帳の記録をもとに行うこととされたが、上記住民基本台帳制度の性格からすれば、選挙人の被登録資格を住民基本台帳の記録と結びつけることは、本件選挙のような地方選挙における住所要件（公選法第9条第2項）を満たす選挙人を確認するとともに、詐偽投票、二重登録の防止を図ることにより、選挙人名簿の正確性の確保に資するものといえ、妥当なものといえる。

また、公選法第21条第1項が「住民票が作成された日…から引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について」選挙人名簿への登録をすることとしたのは、選挙人名簿の正確性を確保するとともに、選挙直前の意図的な住民票の異動による不正投票の防止を図り、選挙人が他の市町村に住所を移転した場合には、いずれの市町村の選挙人名簿にも登録される事態をできる限り防止することにある。

ウ 以上によれば、選挙人の被登録資格を住民基本台帳の記録と結びつけることは、選挙の自由公正の原則を担保するという意味でも、極めて妥当なものといえる。

#### (2) 要旨4

上記(1)のとおり、本件選挙の執行に関し、申出人らの主張するような選挙規定違反はないのであるから、選挙規定違反を前提とした選挙結果の異動の虞の有無については当委員会において判断するまでもない。

3 以上によれば、本件選挙については選挙の規定に違反して行なわれたものとはいえず、申出人らの主張には理由がない。

4 なお大阪高等裁判所における平成22年（行ケ）第2号選挙無効等請求事件に対する平成23年1月20日付け判決によれば「公選法が、選挙人名簿の被登録資格を住民基本台帳の記録に結び付け、当該市町村の区域内に住所を有することを選挙権行使の要件としていることは、詐偽投票、二重登録の防止を図り、選挙人の正確性を確保し、選挙の公正かつ適正な管理・執行を図ることに資する合理的なもの」であるとしている。

よって、申出人らの異議申出を棄却することとして、主文のとおり決定

する。

平成23年5月17日

大阪市選挙管理委員会

委員長 小 林 喬

(平23. 5. 18揭示済)

## 公 告

### 大阪市公告第69号

平成23年4月22日大阪市告示第469号により公示した一般競争入札のうち⑦  
A重油（港湾局）の購入は中止する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

(契約管財局契約部物品等契約担当)

### 大阪市公告第70号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成23年5月27日

大阪市長 平 松 邦 夫

#### 1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシナス13階

大阪市環境局総務部総務課（契約グループ）

電話 06-6630-3164

#### 2 入札に付すべき事項

| 売払物品名                 | 数量 |
|-----------------------|----|
| 工事廃材等<br>(南部環境事業センター) | 一山 |

#### 3 下見日時及び場所

| 下見場所       | 保管場所         | 下見日時                                 |
|------------|--------------|--------------------------------------|
| 南部環境事業センター | 西成区南津守5-5-26 | 平成23年6月14日（火）<br>午後1時30分～<br>午後2時30分 |

## 4 入札参加に要する書類

(1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）

(2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成22・23年度物品売払入札参加承認証の写し

※平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

## 5 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成23年6月13日（月）午後5時30分まで

## 6 入札説明書の交付場所等

上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可

（[http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin\\_nyusatsuanken/21-Curr.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html)）

## 7 入札保証金

免除

## 8 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

## 9 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成23年6月15日（水） 午前10時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル12階 大阪市環境局入札室

## 10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

## 11 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

## 12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とす

る。

### 13 その他

- (1) 契約締結までに落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

### 14 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

環境局南部環境事業センター整備担当      電話 06-6912-4700

(入札・契約に関する問い合わせ先)

環境局総務部総務課（契約グループ）      電話 06-6630-3126

(環境局総務部総務課)



## 大阪市公告第71号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成23年5月27日

大阪市長      平 松 邦 夫

### 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪府咲洲庁舎34階

大阪市建設局総務部経理課

電話 06-6615-7540

### 2 入札に付すべき事項

| 物件番号 | 売払物品                   | 予定台数   |
|------|------------------------|--------|
| ①    | 市岡自転車保管所古自転車－2（単価契約）   | 3,000台 |
| ②    | 弁天町北自転車保管所古自転車－2（単価契約） | 1,500台 |
| ③    | 高津自転車保管所古自転車－2（単価契約）   | 600台   |
| ④    | 長居自転車保管所古自転車－2（単価契約）   | 3,000台 |
| ⑤    | 浪速西自転車保管所古自転車－2（単価契約）  | 3,000台 |

※過去の実績を目安としているが、事情により台数は増減する。

※本市が指定した日時に、指定する台数を引き取ること

### 3 下見日時及び保管場所

| 下見日時         |                   | 保管場所      | 所在地         |
|--------------|-------------------|-----------|-------------|
| 6月22日<br>(水) | 午前10時から<br>午後5時まで | ① 市岡保管所   | 港区市岡4丁目4番8号 |
|              |                   | ② 弁天町北保管所 | 港区波除3丁目13番先 |
|              |                   | ③ 高津保管所   | 中央区高津3丁目16番 |

|  |  |          |                    |
|--|--|----------|--------------------|
|  |  | ④ 長居保管所  | 東住吉区長居公園 1         |
|  |  | ⑤ 浪速西保管所 | 浪速区浪速西 1 丁目 2 番46号 |

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上、仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

なお、売却予定の古自転車については、随時保管所に搬入されるため、下見時に確認した物品と同程度とは限らないので注意すること

建設局管理部自転車対策課                      電話      06-6615-6684

F A X    06-6615-6576

#### 4 契約期間

①②③④⑤ 契約日から平成23年9月30日まで

（ただし、引取期間は平成23年7月1日から平成23年9月30日までとする。）

#### 5 入札参加資格

(1) 平成22・23年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成23年6月14日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

\*平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

\*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法に基づく、古物商許可（行商する）を受けていること

(3) 財団法人日本交通管理技術協会が実施する「自転車安全整備技能検定」、又は財団法人日本車両検査協会が実施する「自転車技士（自転車組立整備士）試験」に合格していること、又は前述の検定等に合格した者を直接雇用していること

#### 6 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成23年6月14日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

7 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 6の入札参加申込の受付期間に、5の入札参加資格審査書類等を同時に持参して提出すること

なお、5の入札参加資格審査書類等が不足している場合は、入札参加申込の受付を行わない。

(2) 入札参加資格のうち、5(1)及び5(2)については、承認証等を持参時に確認する。

(3) 入札参加資格のうち、5(3)については自転車保管所古自転車売却入札参加資格審査依頼書（兼誓約書）に、5(3)にある資格を有する何れかの資格証の写し及び直接雇用を証する書面（健康保険証の写し等）を添付して提出すること

(4) 7(3)の審査結果は、平成23年6月21日（火）までに、郵送により通知する。

なお、入札参加資格を認めた者には上記通知に際し、入札書（物品買受申込書）を同封して交付する。

また、入札参加資格を認めなかった者には、理由を付して通知する。

(5) 自転車保管所古自転車売却入札参加資格審査依頼書（兼誓約書）の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

(6) 提出された入札参加資格審査書類等は、提出者に無断で他に使用しない。

8 入札書（物品買受申込書）の交付方法

7(3)による審査の結果、入札参加資格を認めた者に対して、郵送により交付する。

9 自転車保管所古自転車売却入札参加資格審査依頼書（兼誓約書）の交付方法

本公告の日から平成23年6月14日（火）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

10 仕様書の交付方法

本公告の日から平成23年6月14日（火）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

11 契約条項を示す場所

上記1に同じ

12 入札保証金

免除

13 契約保証金

契約金額に予定台数を乗じた額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること

ただし、契約金額に予定台数を乗じた額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

14 入札執行場所

大阪府咲洲庁舎34階 大阪市建設局入札室

15 入札執行日時

- ① 平成23年 6 月23日（木） 午前 9 時30分
- ② 平成23年 6 月23日（木） 午前10時00分
- ③ 平成23年 6 月23日（木） 午前10時30分
- ④ 平成23年 6 月23日（木） 午前11時00分
- ⑤ 平成23年 6 月23日（木） 午前11時30分

16 入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む 1 台あたりの金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

17 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の 4 に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

18 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

（注 1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

19 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

20 その他

- (1) 契約締結時において、5 (1)の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。  
契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

（建設局総務部経理課）